

大江すくすく未来プラン

— 第2期大江町子ども・子育て支援事業計画 —

[改訂版]

(令和5年3月改訂)

令和2年3月

山形県 大江町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
(1) 計画の策定にあたって	1
(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	2
(3) 子ども・子育て支援新制度の概要	4
(4) 幼児教育・保育の無償化について	7
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画の期間	8
4. 計画の策定方法	8
(1) 大江町子ども・子育て会議による協議	8
(2) 庁内関係課による協議	8
(3) ニーズ調査の実施	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	9
1. 本町の概況	9
(1) 総人口及び将来人口の推移	9
(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移	10
(3) 子どもがいる世帯の状況	11
(4) 出生の状況	14
(5) 労働力率の状況	15
2. 教育・保育事業の進捗状況	17
(1) 教育・保育事業の利用状況	17
(2) 法定事業の利用状況	19
3. 第1期計画記載事業の進捗状況	24
(1) 計画記載事業の実施状況	25
(2) 実施事業の進捗評価	26
(3) 第2期計画における取り組みの方向	27
4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント	29
(1) 調査の概要	29
(2) 調査結果のポイント	30
第3章 計画の方向性	39
1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本的視点	39
3. 教育・保育提供区域の設定	40
4. 本町で想定する教育・保育の量の見込み	40
5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	40
6. 施策の体系	41

第4章 施策の展開	43
1. 教育・保育事業の推進	43
(1) 施設型給付事業	43
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	45
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進	46
(1) 相談支援事業	46
(2) 訪問系事業	47
(3) 通所系事業	48
(4) その他事業	51
3. 健やかに生み育てられる環境づくり	52
4. 子育て家庭を支援する環境づくり	57
5. 子どもの健全育成に向けた環境づくり	60
6. 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み	63
第5章 計画の推進体制	61
1. 役割分担	61
2. 推進体制	62
(1) 大江町子ども・子育て会議	62
(2) 行政内部における連携	62
資料編	63
1. 大江町子ども・子育て会議条例	63
2. 大江町子ども・子育て会議委員名簿	65
3. 策定経過	66

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

(1) 計画の策定にあたって

本町では、平成27年3月に「大江すくすく未来プラン(大江町子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「大江すくすく未来プラン(第2期大江町子ども・子育て支援事業計画)」を策定するものです。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

時期	取り組み	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年 (2005 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025(令和7)年3月31日まで10年間の延長
	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進

時期	取り組み	内容
平成 27 年（2015 年）	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行のための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年（2016 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年（2017 年）	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年（2018 年）	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年（2019 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市町村民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

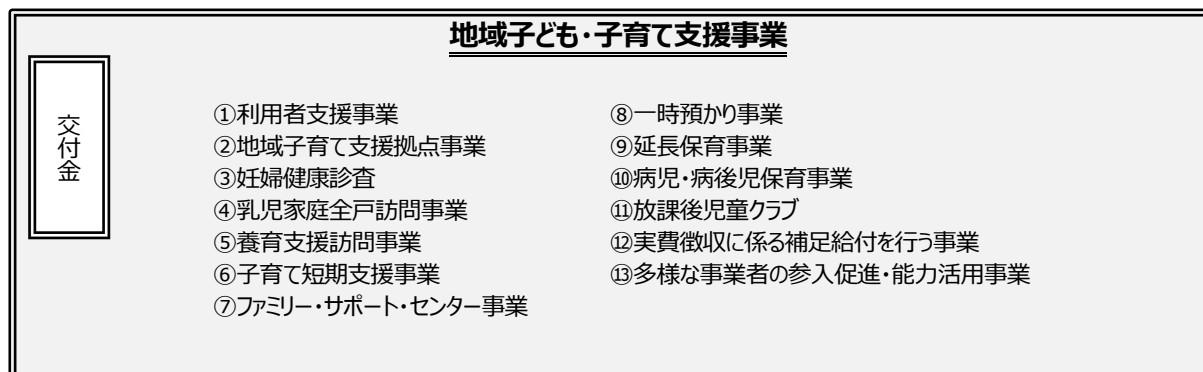
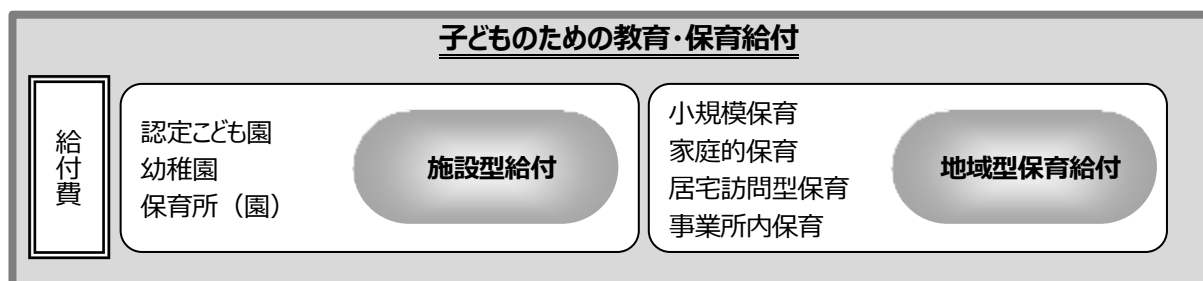
(3) 子ども・子育て支援新制度の概要

①制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園・幼稚園・保育所（園）の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援新制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。



②保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、そのほかに優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、そのほかに優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○就労 | ○妊娠・出産 |
| ○保護者の疾病・障害 | ○同居親族等の介護・看護 |
| ○災害復旧 | ○求職活動 |
| ○就学 | ○虐待やDVのおそれがあること |
| ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること | |
| ○その他市町村が定める事由 | e t c . |

<保育時間>

- | |
|---------------------------------|
| ○保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 |
| ○保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |

<優先すべき事情>

- | |
|---------------------------------|
| ○ひとり親家庭 |
| ○生活保護世帯 |
| ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| ○子どもが障害を有する場合 |
| ○育児休業明け |
| ○兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| ○小規模保育事業などの卒園児童 |
| ○その他市町村が定める事由 |
| e t c . |

③子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

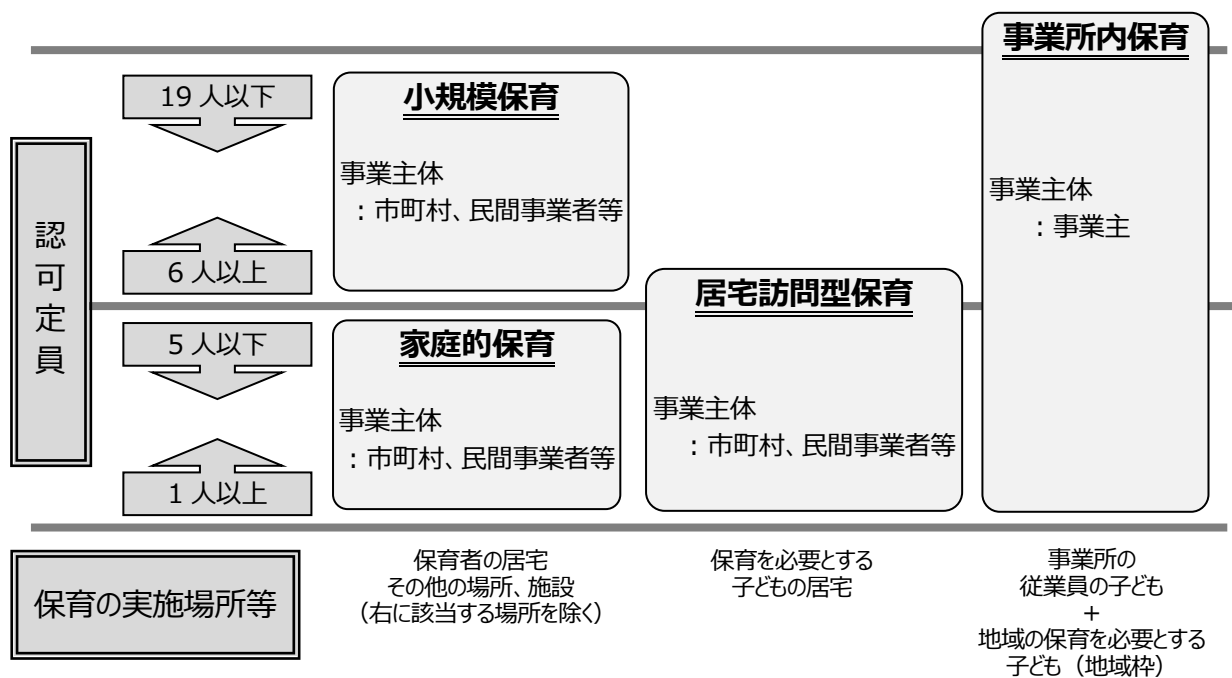
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所（園）」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



(4) 幼児教育・保育の無償化について

① 幼児教育・保育の無償化の概要

令和元年度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認定こども園・認可保育所（園）・幼稚園の費用の無償化が開始されました。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

	0～2歳	3～5歳
幼稚園 認定こども園-教育認定	—	無償
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	—	利用料が月額25,700円まで無償
(幼稚園の利用に加えて) 幼稚園の預かり保育	—	保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円まで無償
認可保育所（園） 認定こども園-保育認定 地域型保育事業	有償 (ただし、非課税世帯は無償)	無償
認可外保育施設 その他届出保育施設等	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が42,000円まで無償	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が37,000円まで無償

※1「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として無償化の対象となります。

※2「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等となります。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

すべての子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮していくために、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、本町においては、保護者が施設・事業を選択するときに役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行うとともに、県と連携を図りながら、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について取り組み、保育の質の確保に努めます。

2. 計画の位置づけ

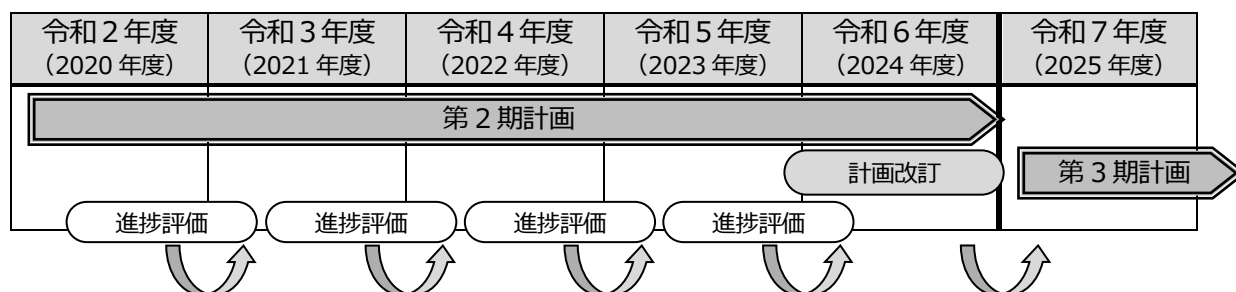
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」となります。

町の基本方針に関する上位計画である「大江町総合計画」や福祉分野の上位計画である「大江町地域福祉計画」、そのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

3. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4. 計画の策定方法

(1) 大江町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「大江町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、庁内関係課と協議し、計画内容の調整を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

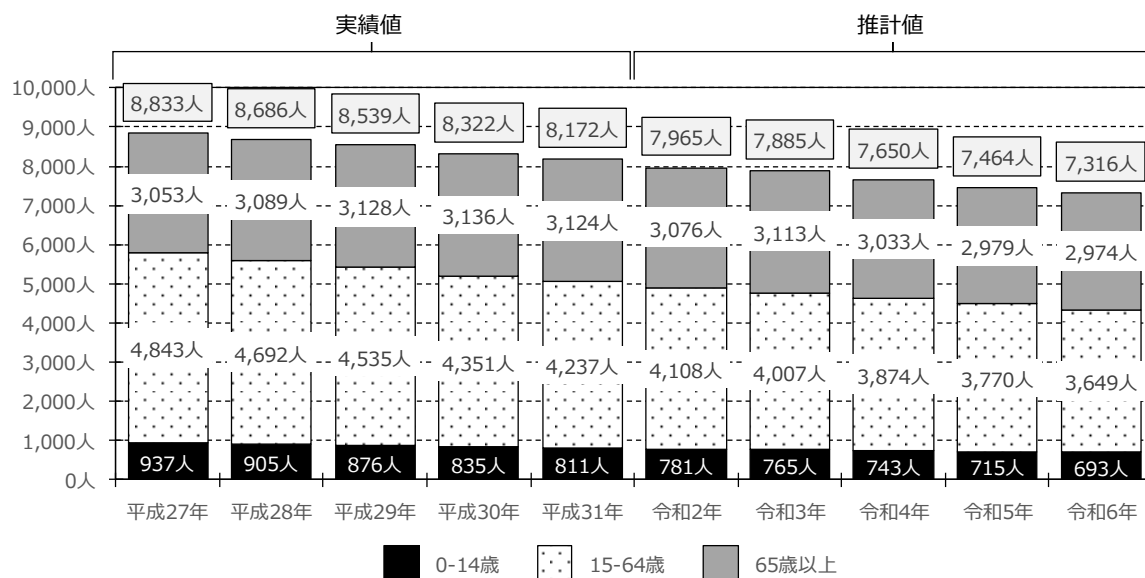
就学前児童（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本町の概況

(1) 総人口及び将来人口の推移

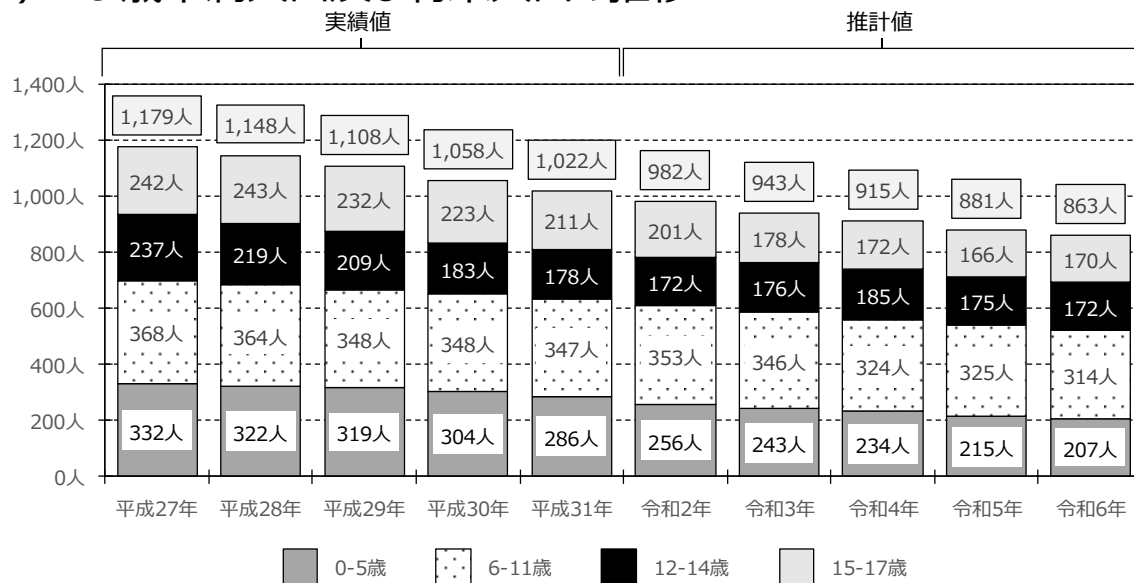


資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

総人口は減少傾向にあり、平成31年は8,172人となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上人口は増加傾向にありますが、0-14歳人口は減少傾向にあります。

平成27年から平成31年の人口推移の傾向をもとに令和6年までの人口推計を行ったところ、0-14歳人口は減少傾向を続けるものと試算され、平成31年の811人から、令和6年には693人と118人の減少となっています。

(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移



	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	43人	45人	50人	39人	33人	35人	33人	33人	31人	31人
1歳	66人	47人	42人	50人	40人	34人	36人	34人	34人	32人
2歳	56人	68人	48人	42人	52人	41人	35人	37人	35人	35人
3歳	55人	57人	68人	49人	45人	53人	42人	36人	38人	36人
4歳	52人	54人	58人	66人	49人	45人	53人	42人	36人	38人
5歳	60人	51人	53人	58人	67人	48人	44人	52人	41人	35人
6歳	58人	63人	52人	53人	57人	68人	49人	45人	53人	42人
7歳	66人	57人	65人	51人	53人	57人	68人	49人	45人	53人
8歳	60人	64人	57人	67人	52人	53人	57人	68人	49人	45人
9歳	52人	59人	64人	55人	67人	52人	53人	57人	68人	49人
10歳	69人	52人	58人	64人	56人	67人	52人	53人	57人	68人
11歳	63人	69人	52人	58人	62人	56人	67人	52人	53人	57人
12歳	79人	63人	68人	51人	58人	62人	56人	67人	52人	53人
13歳	78人	77人	64人	68人	52人	58人	62人	56人	67人	52人
14歳	80人	79人	77人	64人	68人	52人	58人	62人	56人	67人
15歳	81人	76人	78人	76人	63人	67人	51人	57人	61人	55人
16歳	85人	81人	73人	76人	73人	62人	66人	50人	56人	60人
17歳	76人	86人	81人	71人	75人	72人	61人	65人	49人	55人
18歳未満人口	1,179人	1,148人	1,108人	1,058人	1,022人	982人	943人	915人	881人	863人

資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

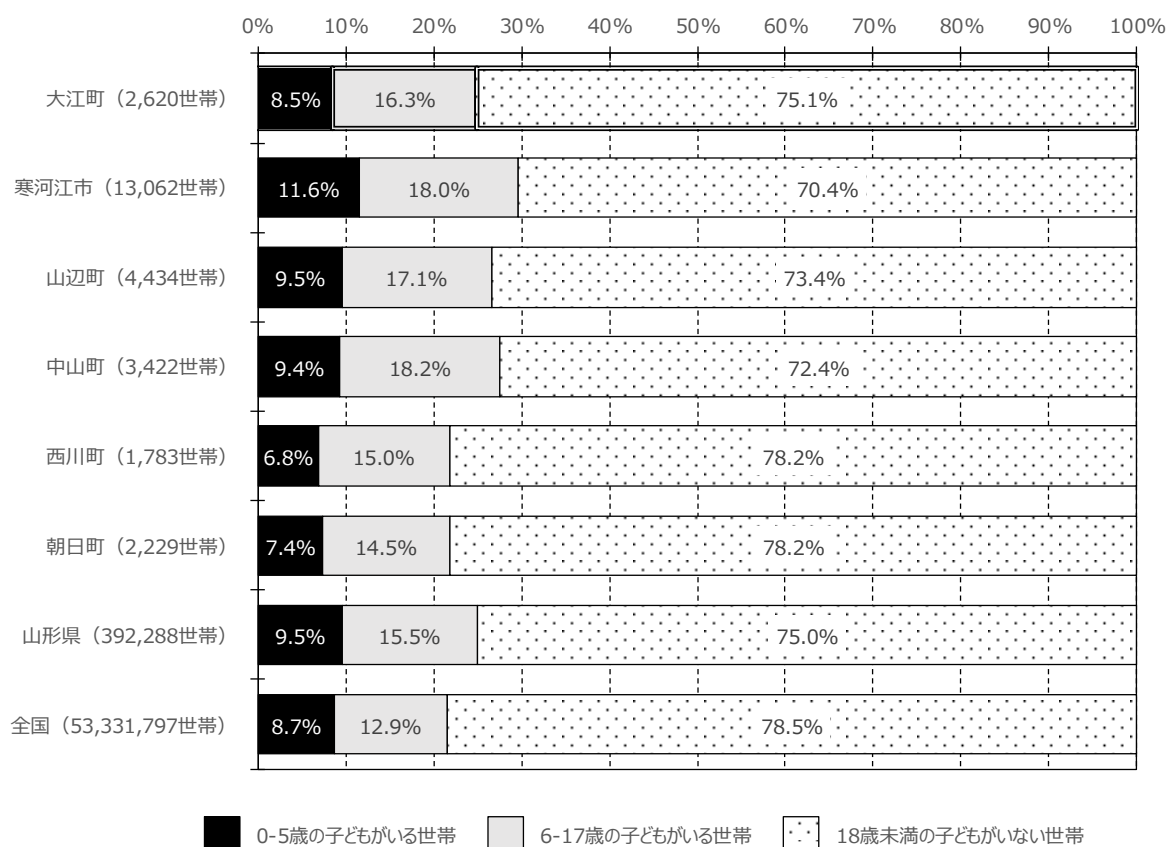
18歳未満人口は減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと推計されています。

特に就学前児童に相当する0-5歳人口は減少傾向が顕著で、平成31年に比べて、令和6年には79人減少して207人になるものと試算されています。小学校児童に相当する6-11歳人口、中学校生徒に相当する12-14歳人口も減少傾向を示していますが、令和6年の推計は平成31年の水準の9割程度となっており、減少幅は小さいものと試算されています。

なお、令和元年度の出生数が25人（速報値）となることから、令和2年以降の0歳人口が推計よりも少なくなることも考えられます。

(3) 子どもがいる世帯の状況

①18歳未満の子どもがいる世帯の割合

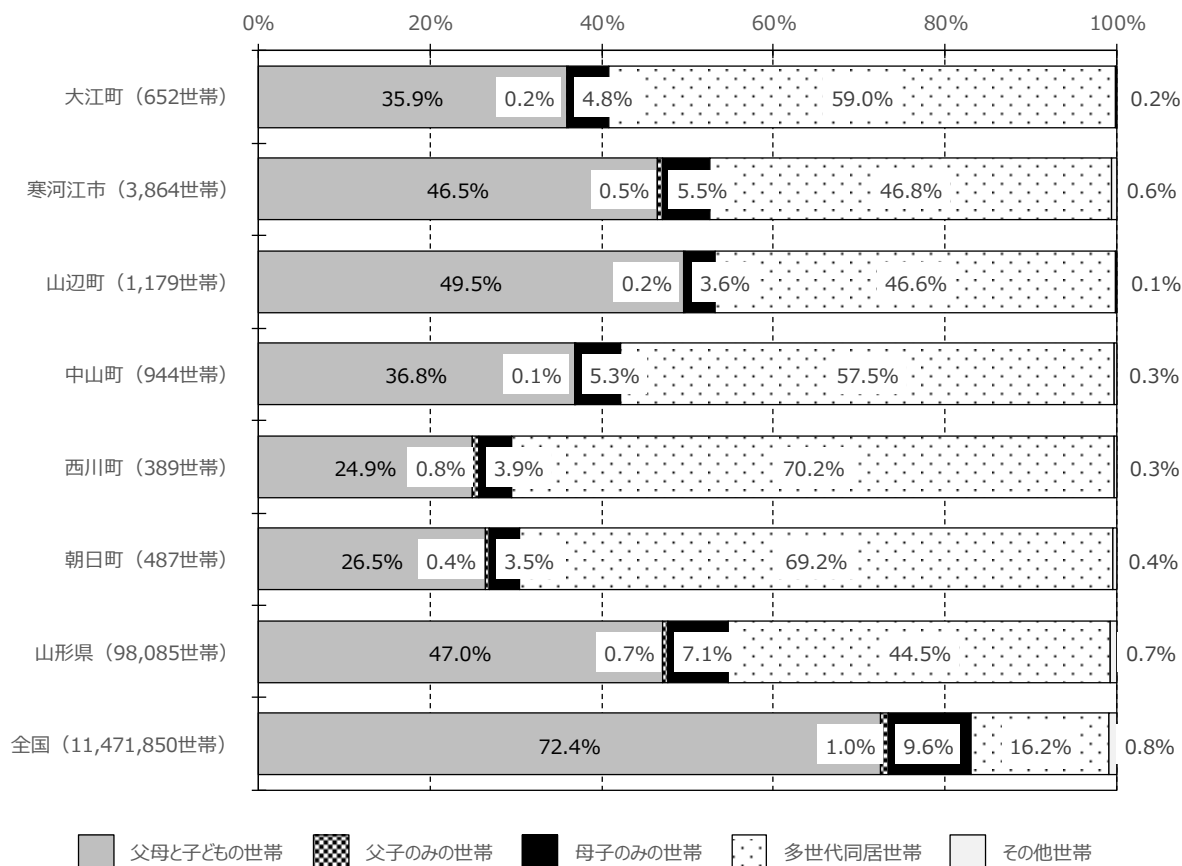


資料：国勢調査（平成27年）

本町の0-5歳の子どもがいる世帯の割合は8.5%で、全国平均の8.7%とほぼ同水準となっています。山形県平均は9.5%で、近隣の寒河江市（11.6%）、山辺町（9.5%）、中山町（9.4%）などと比べると、やや低い水準となっています。

6-17歳の子どもがいる世帯とあわせると、本町の18歳未満の子どもがいる世帯の割合は24.9%で、全国平均（21.5%）よりも高く、県平均（25.0%）と同水準となっています。

②18歳未満の子どもがいる世帯の種類

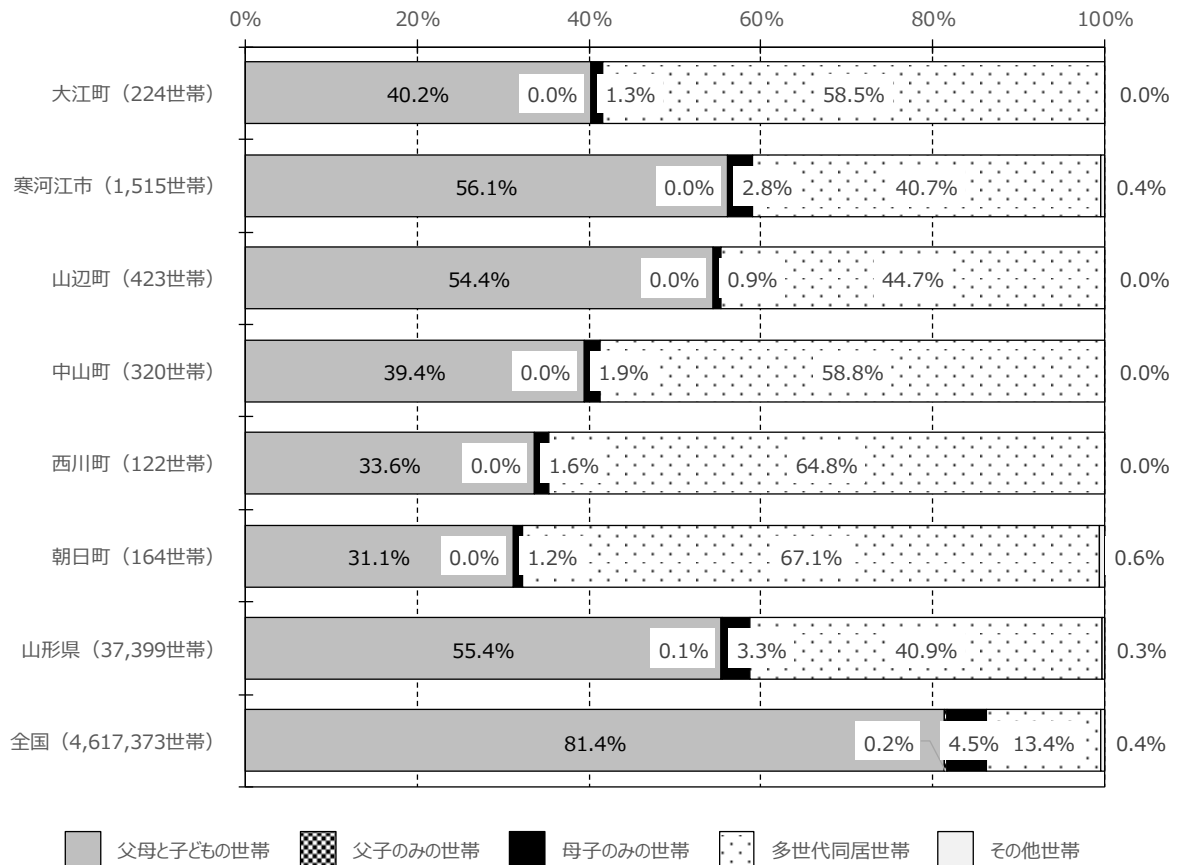


資料：国勢調査（平成27年）

18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では59.0%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国や県の平均よりも高い割合を占めています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は4.9%で、国や県の平均よりも低い水準となっています。また、父母と子どもの世帯も35.9%と国や県の平均よりも低い水準となっています。

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の種類



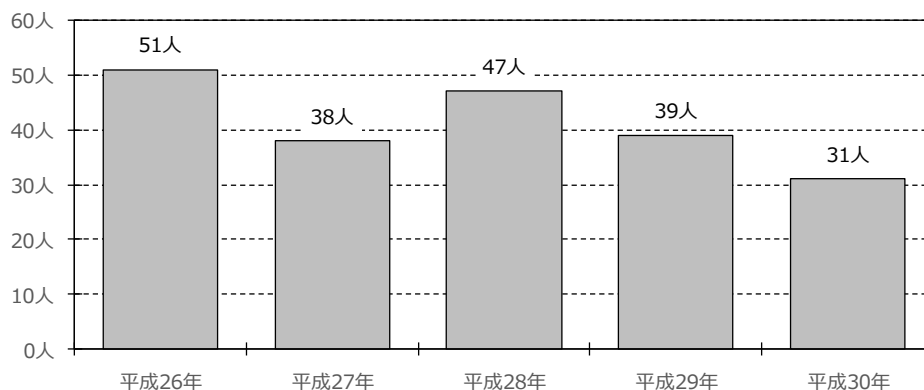
資料：国勢調査（平成 27 年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では58.5%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国や県の平均よりも高い割合を占めています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は1.3%で、国や県の平均よりも低い水準となっています。また、父母と子どもの世帯も40.2%と国や県の平均よりも低い水準となっています。

(4) 出生の状況

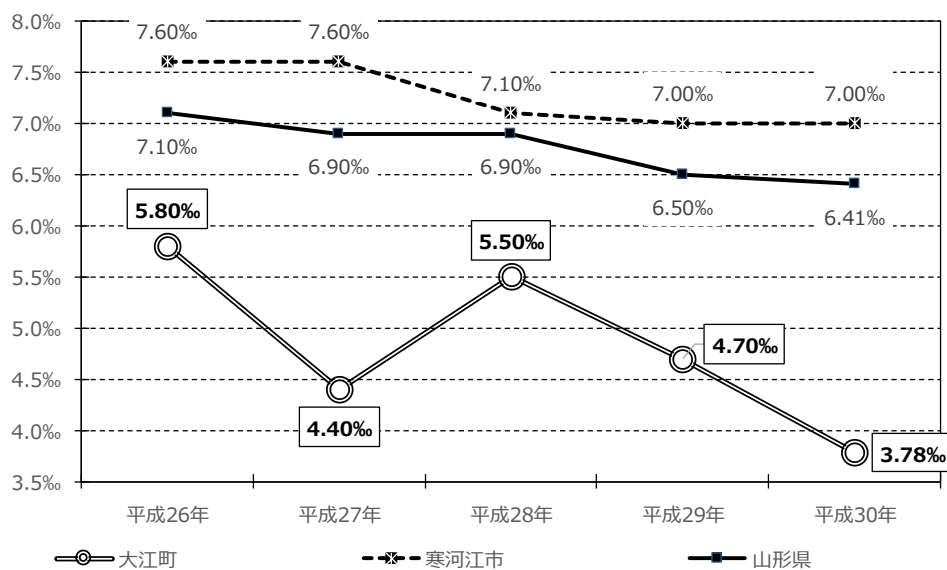
① 出生数の推移



資料：山形県社会的移動人口調査

平成26年の出生数は51人でしたが、平成28年には47人、以降は減少傾向にあり、平成30年には31人となっています。

② 出生率の推移



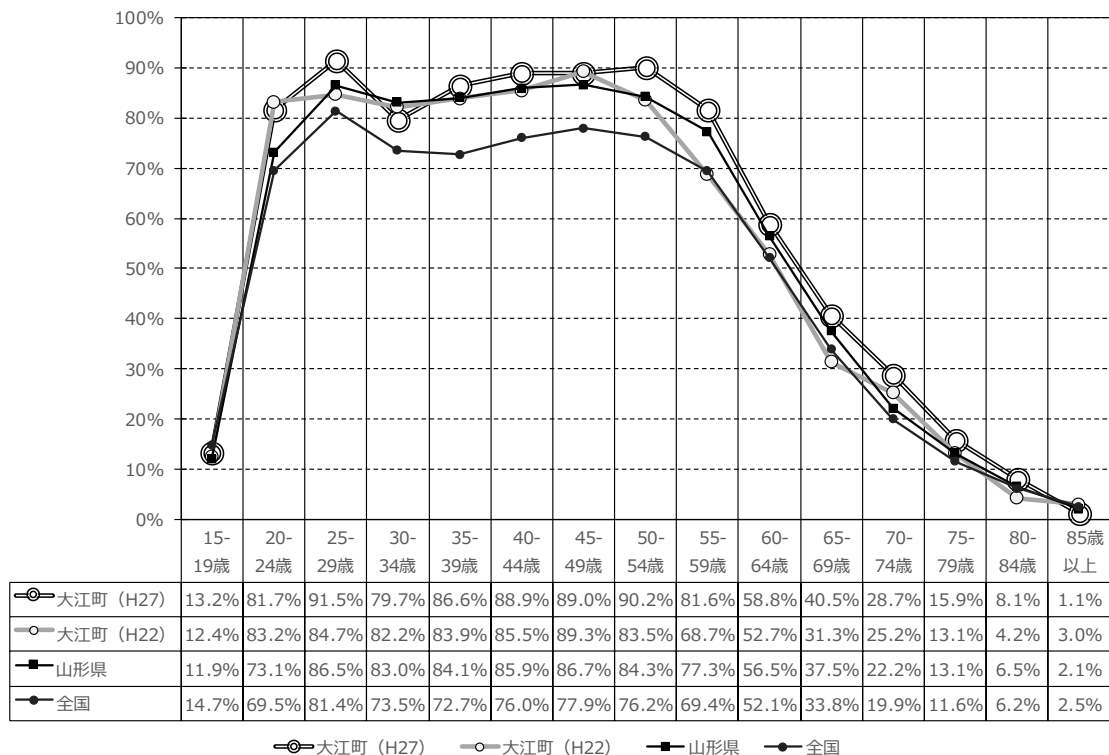
資料：山形県社会的移動人口調査

※出生率(%) = 当年出生数/前年人口×1,000

出生率の推移をみると、増減はあるものの、平成28年以降は減少傾向にあり、平成30年には3.78%となっています。山形県の出生率も減少傾向にありますが、平成26年から平成30年まで、県の水準よりも低い水準で推移しています。

(5) 労働力率の状況

①女性の労働力率



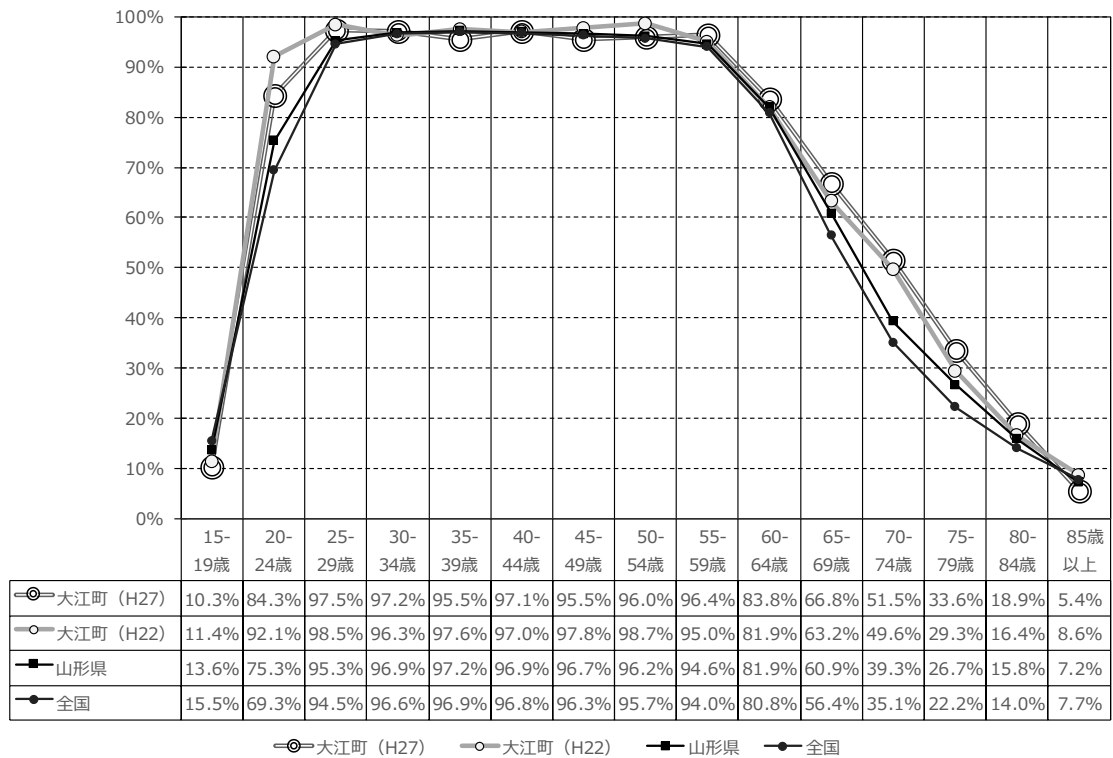
資料：国勢調査（平成27年、平成22年）

女性の労働力率をみると、本町では25-29歳の91.5%をピークに、30-34歳でいったん79.7%まで低下し、以降、50-54歳の90.2%まで再び上昇していく、ゆるやかなM字カーブの傾向を示しています。

平成22年時に比べると、25-29歳の労働力率は上昇し、30-34歳の労働力率は低下しているため、M時の傾向が強くなっています。

山形県の平均よりも25-29歳と30-34歳との差が大きく、M字カーブの傾向が強くなっており、全国平均と比べると、同様のM字カーブを描いていますが、全体的に労働力率が高い水準となっています。

②男性の労働力率



資料：国勢調査（平成 27 年、平成 22 年）

男性の労働力率をみると、本町では 20-24 歳の労働力率が国や県に比べて高くなっていますが、平成 22 年時よりは割合は低くなっています。

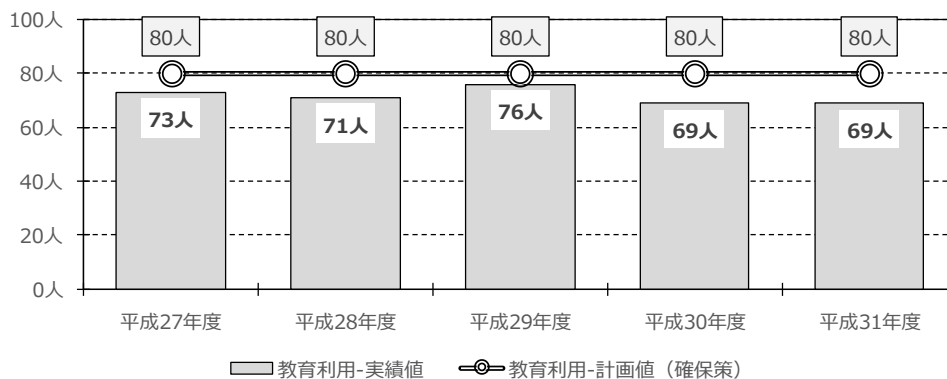
25～59 歳までは労働力率は 9 割を超えており、国や県と同様の傾向を示しています。

2. 教育・保育事業の進捗状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値となっています。

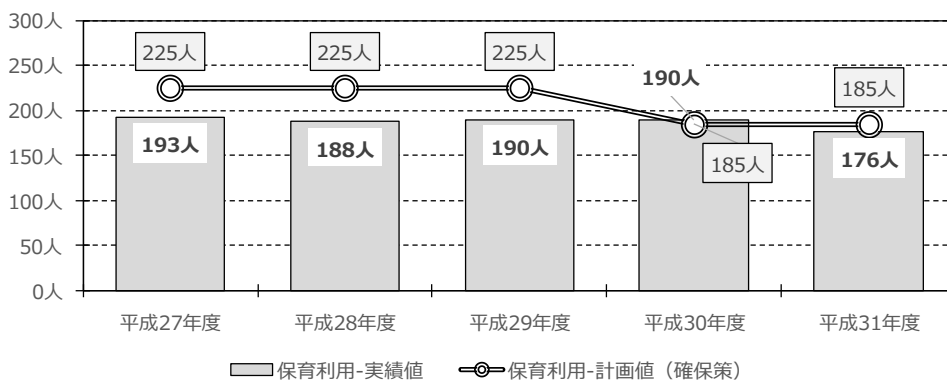
①教育利用での利用状況



資料：町統計資料

特定教育・保育施設、確認を受けない幼稚園における教育利用の状況（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）をみると、第1期計画における計画値80人に対して、実績値は70人程度となっており、概ね計画値通りに推移しています。

②保育利用での利用状況



資料：町統計資料

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における保育利用の状況（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）をみると、第1期計画における計画値は平成29年度まで225人となっていますが、実績値は190人前後で推移しています。平成30年度からの計画値は、2つの町立保育所を1か所に統合する計画により185人となっており、実績値も概ね計画値通りに推移しています。

③ 0～2歳の保育利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
満3歳未満児人口	推計人口	156人	152人	151人	150人	148人
	実績値	160人	140人	131人	125人	121人
量の見込み	計画値（見込み量）	77人	75人	74人	74人	73人
	実績値	95人	81人	78人	81人	77人
3歳未満児の保育利用率	計画値（見込み量）	49.4%	49.3%	49.0%	49.3%	49.3%
	実績値	59.4%	57.9%	59.5%	64.8%	63.6%

資料：町統計資料

0～2歳の保育利用の状況を見ると、計画値では平成27年度の77人から平成31年度の73人へとゆるやかに減少するものと見込んでおり、平成27年度は実績値が95人と計画値を上回っていたものの、平成28年度以降は概ね計画値通りに推移しています。

3歳未満児の保育利用率は、満3歳未満児人口が推計人口よりも少ない水準で推移していることもあり、計画値よりも高めに推移し、6割前後となっています。

④ 教育・保育事業の進捗評価

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育利用	計画値（確保策）	80人	80人	80人	80人	80人
	実績値	73人	71人	76人	69人	69人
	達成率	91.3%	88.8%	95.0%	86.3%	86.3%
保育利用	計画値（確保策）	225人	225人	225人	185人	185人
	実績値	193人	188人	190人	190人	176人
	達成率	85.8%	83.6%	84.4%	102.7%	95.1%

資料：町統計資料

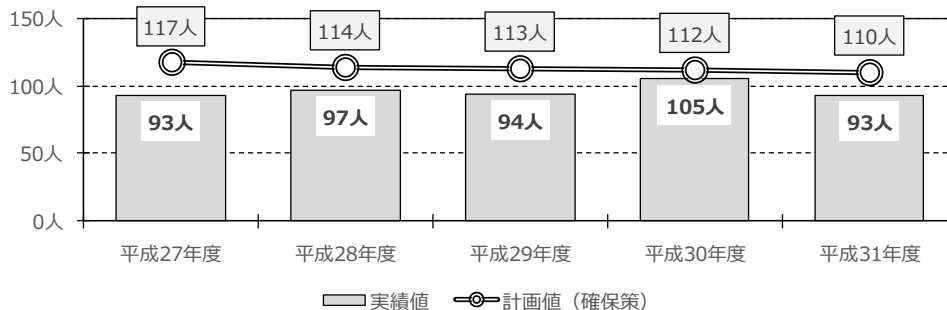
教育利用については第1期計画の計画値に対して実績値は8～9割の達成率となっています。保育利用については、計画値が減少した平成30年度には達成率が100%を超えたものの、概ね8～9割の達成率となっています。

教育利用、保育利用ともに概ね計画値に準じた利用実績となっており、年度による増減はあるものの全般的にはごくゆるやかな減少傾向を示しているため、今後も利用実績に準じて微減していく利用傾向になるものと思われまます。

(2) 法定事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値となっています。

① 延長保育事業

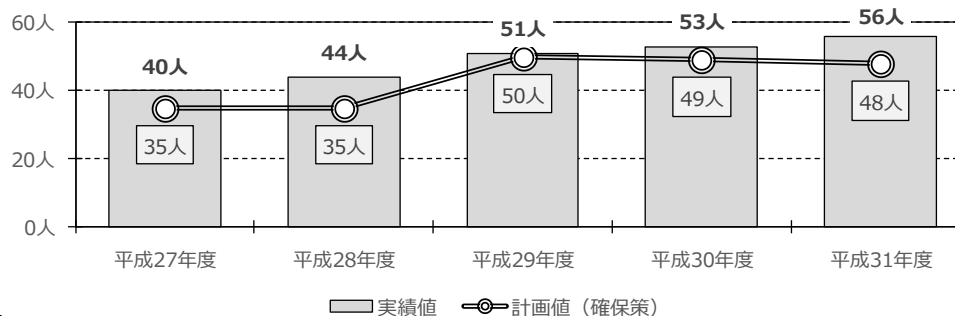


資料：町統計資料

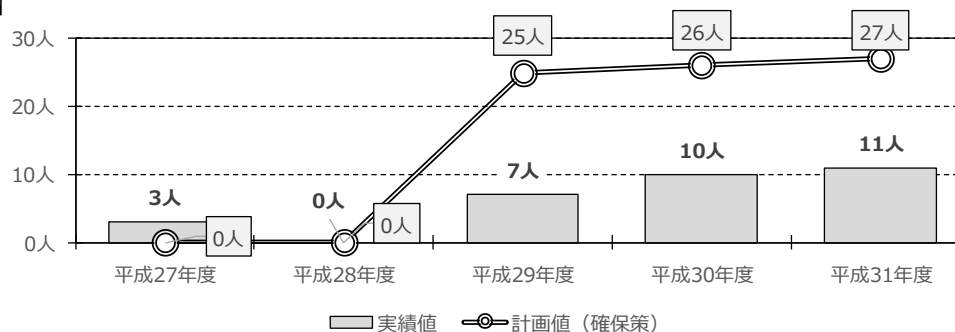
延長保育事業は計画値では110人台の利用を見込んでいましたが、利用実績はおむね90人台の推移となっており、計画値をやや下回るものの、おおよそ計画値通りの水準となっています。年度による大きな増減はなく、今後も同様の水準での利用が見込まれると思われま

② 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

【低学年】



【高学年】

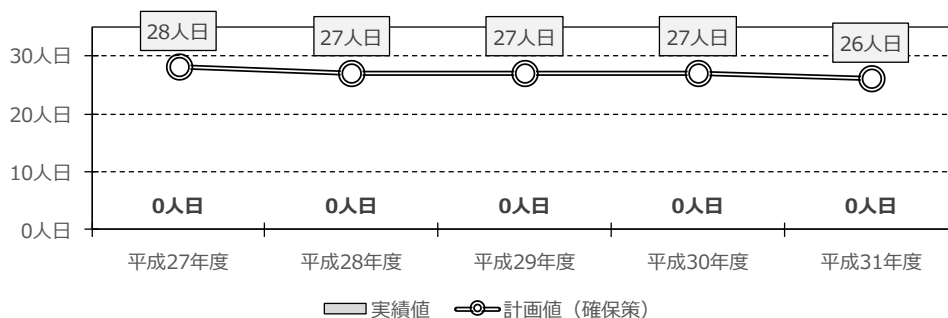


資料：町統計資料

平成29年度より本郷東放課後児童クラブを開所し、町内の2小学校区のどちらにも放課後児童クラブが設置されました。利用状況を見ると、低学年では利用実績は計画値をやや上回る水準で推移していますが、高学年については反対に計画値を大きく下回る水準で推移しています。

高学年については計画で見込んでいたほどの利用がみられないため、今後は利用実績に準じた利用量を見込んでいくことが必要と思われま

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

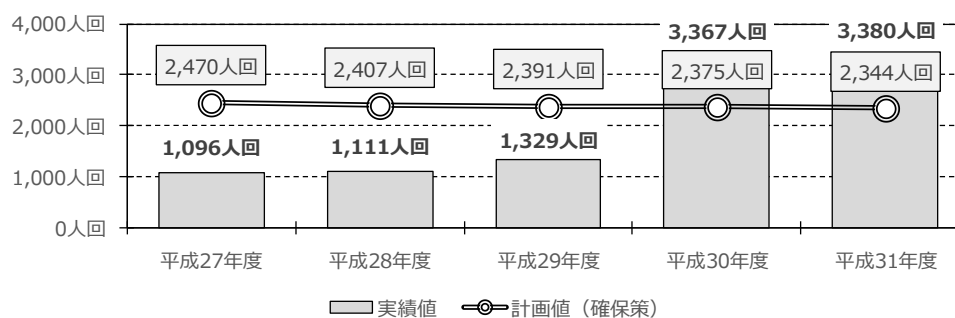


資料：町統計資料

子育て短期支援事業については第1期計画において28～26人日の利用を見込んでいましたが、現在のところ利用はない状況となっています。

今のところ利用がないため、今後は見込み量の見直しが必要と思われます。

④地域子育て支援拠点事業

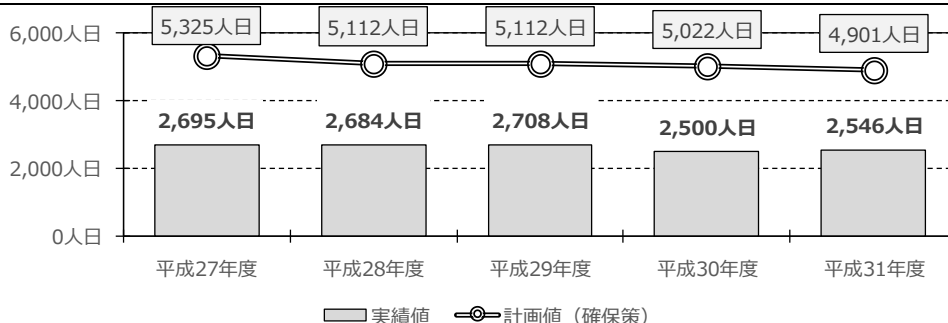


資料：町統計資料

地域子育て支援拠点事業については平成27年度の2,470人回から平成31年度の2,344回へとゆるやかに利用が減少していくものと見込んでいましたが、規模を拡大整備し、平成30年度より子育て支援センターを設置したことで、平成30年度以降は計画値を上回る利用実績となり、利用も増加傾向にあります。

今後は平成30年度以降の利用実績に準じて利用を見込んでいくことが必要と思われます。

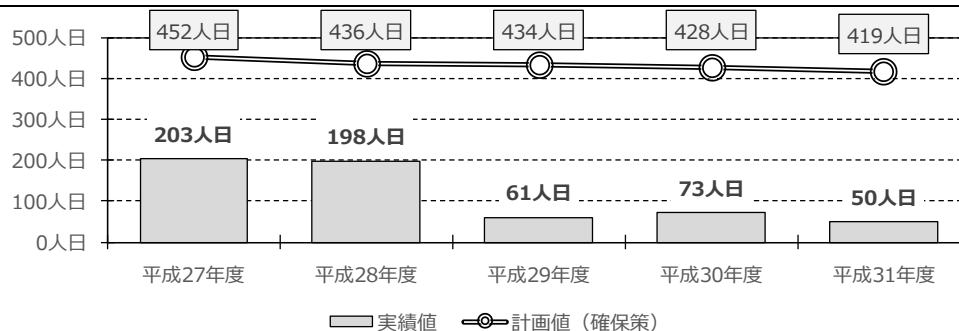
⑤幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）



資料：町統計資料

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業については5,000人日前後の利用を見込んでいましたが、2,500人日前後の利用で推移しており、今後は利用実績に準じた利用を見込んでいくことが必要と思われます。

⑥認可保育所による一時預かり事業

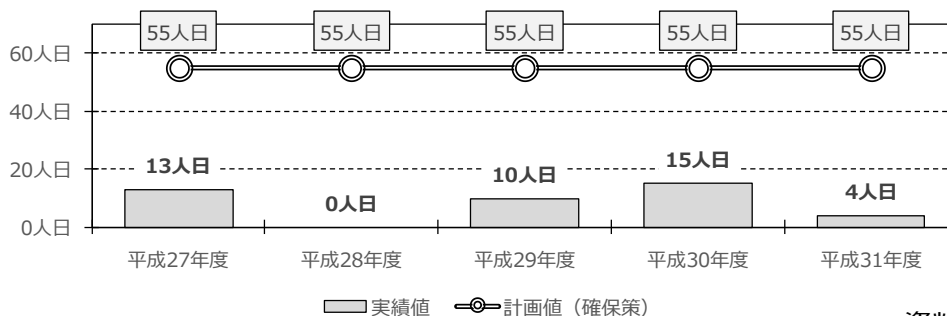


資料：町統計資料

認可保育所による一時預かり事業については、平成27年度の452人日からゆるやかに減少するものと見込んでいましたが、平成27・28年度の利用実績は200人日前後、以降は50～70人日前後と計画値を大きく下回る水準となっています。

今後は平成29年度以降の利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

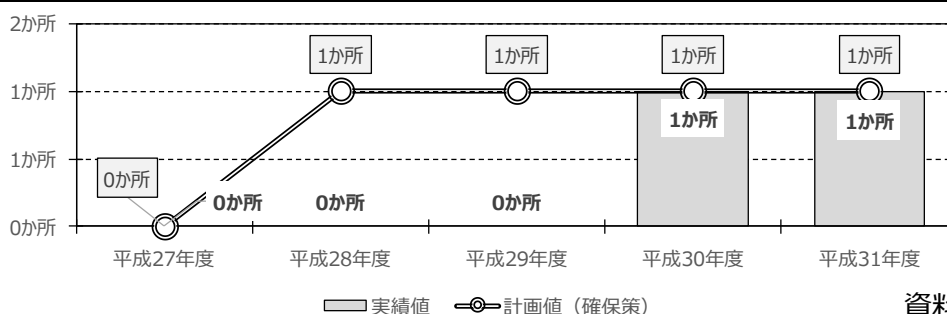


資料：町統計資料

子育て援助活動支援事業については55人日の利用を見込んでいましたが、利用実績は少なく、最大でも15人日となっています。

利用実績が計画値を大きく下回ることから、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

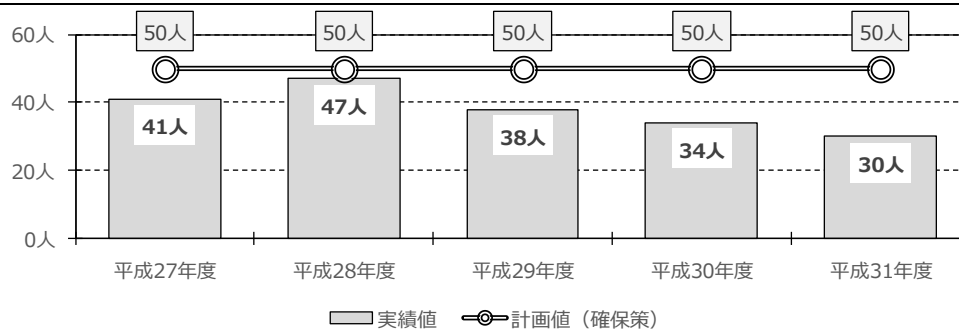
⑧利用者支援事業



資料：町統計資料

利用者支援事業については計画では平成28年度から1か所を見込んでいましたが、実際には平成30年度に母子保健型である子育て世代包括支援センターを1か所設置しています。今後も当面は1か所を見込んでいきます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

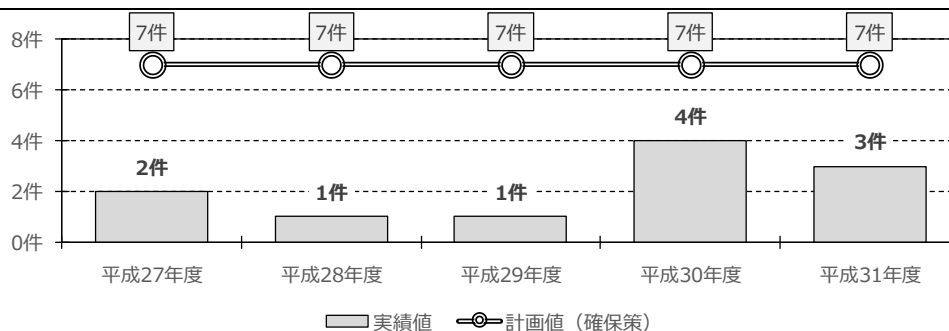


資料：町統計資料

乳児家庭全戸訪問事業については50人の利用を見込んでいましたが、利用実績は平成28年度の47人をピークに減少傾向にあります。

今後は直近の利用状況を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

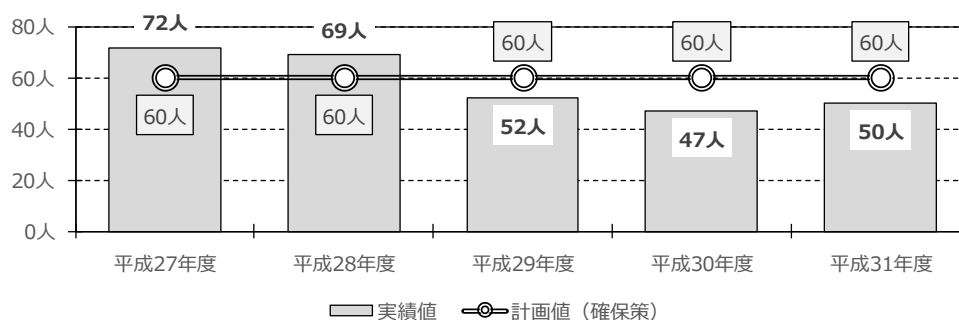
⑩養育支援訪問事業



資料：町統計資料

養育支援訪問事業については7件の利用を見込んでいましたが、利用実績は最大でも4件となっており、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑪妊婦健康診査事業



資料：町統計資料

妊婦健康診査事業については60人の利用を見込んでいましたが、平成29年度以降は50人前後の利用となっています。

今後は直近の利用状況を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑫地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の進捗評価

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
延長保育事業	計画値（確保策）	117人	114人	113人	112人	110人	
	実績値	93人	97人	94人	105人	93人	
	達成率	79.5%	85.1%	83.2%	93.8%	84.5%	
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	低学年	計画値（確保策）	35人	35人	50人	49人	48人
		実績値	40人	44人	51人	53人	56人
		達成率	114.3%	125.7%	102.0%	108.2%	116.7%
	高学年	計画値（確保策）	0人	0人	25人	26人	27人
		実績値	3人	0人	7人	10人	11人
		達成率	－	－	28.0%	38.5%	40.7%
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	計画値（確保策）	28人日	27人日	27人日	27人日	26人日	
	実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
地域子育て支援拠点事業	計画値（確保策）	2,470人回	2,407人回	2,391人回	2,375人回	2,344人回	
	実績値	1,096人回	1,111人回	1,329人回	3,367人回	3,380人回	
	達成率	44.4%	46.2%	55.6%	141.8%	144.2%	
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業 （預かり保育）	計画値（確保策）	5,325人日	5,112人日	5,112人日	5,022人日	4,901人日	
	実績値	2,695人日	2,684人日	2,708人日	2,500人日	2,546人日	
	達成率	50.6%	52.5%	53.0%	49.8%	51.9%	
認可保育所による一時預かり事業	計画値（確保策）	452人日	436人日	434人日	428人日	419人日	
	実績値	203人日	198人日	61人日	73人日	50人日	
	達成率	44.9%	45.4%	14.1%	17.1%	11.9%	
病児・病後児保育事業	計画値（確保策）	0人日	0人日	0人日	0人日	344人日	
	実績値	－	－	－	－	－	
	達成率	－	－	－	－	－	
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	計画値（確保策）	55人日	55人日	55人日	55人日	55人日	
	実績値	13人日	0人日	10人日	15人日	4人日	
	達成率	23.6%	0.0%	18.2%	27.3%	7.3%	
利用者支援事業	計画値（確保策）	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	実績値	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	
	達成率	－	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
乳児家庭全戸訪問事業	計画値（確保策）	50人	50人	50人	50人	50人	
	実績値	41人	47人	38人	34人	30人	
	達成率	82.0%	94.0%	76.0%	68.0%	60.0%	
養育支援訪問事業	計画値（確保策）	7件	7件	7件	7件	7件	
	実績値	2件	1件	1件	4件	3件	
	達成率	28.6%	14.3%	14.3%	57.1%	42.9%	
妊婦健康診査事業	計画値（確保策）	60人	60人	60人	60人	60人	
	実績値	72人	69人	52人	47人	50人	
	達成率	120.0%	115.0%	86.7%	78.3%	83.3%	

資料：町統計資料

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）については延長保育事業のように第1期計画の計画値に準じた利用実績で推移している事業もありますが、子育て短期支援事業のように期間を通じて計画値と利用実績が大きく乖離しているものや、直近で計画値との乖離が大きくなっているものなどがあります。

放課後児童健全育成事業（低学年）や地域子育て支援拠点事業などは計画値を上回る利用実績となっていますが、全般的に利用実績が計画値を下回る傾向にあり、第1期計画ではやや過大に利用量を見込んでいたものと思われる。

今後は個々の利用の実績、特に直近の利用実績の推移などを踏まえて、実情に即した利用量を見込んでいくことが必要と思われる。

3. 第1期計画記載事業の進捗状況

第1期計画では4つの基本目標に沿って、19の事業・取り組みについて掲載されていました。

基本目標	施策・事業名	第1期計画における取り組みの方向
1. 健やかに生み育てられる環境づくり	(1) 各種健診等の充実	・3・4か月、9・10か月、1歳6か月、3歳児健診の充実 ・未受診者に対する勧奨、家庭訪問の充実 ・予防接種の推奨
	(2) 歯科保健対策の充実	・お誕生教室（1歳）、2歳6か月歯科健診、1歳6か月及び3歳児健診時における希望者へのフッ素塗布等による歯（虫歯）予防の推進 ・歯科保健の普及啓発
	(3) 育児健康相談の充実	・保健師による健康・育児相談の充実 ・子育て支援センターによる相談事業の充実
	(4) 健康教育の充実	・ババマスクール、祖父母学級、タッチケアなど、子育て教育の充実 ・SIDS：シズ（乳幼児突然死症候群）、禁煙教育の予防の啓蒙
	(5) 乳幼児医療の充実	・乳幼児医療給付の充実 ・乳幼児救急医療体制の充実 ・山形県小児救急電話相談の普及啓蒙
	(6) 児童虐待の防止対策	・虐待防止の啓発と近隣住民が虐待を早期に気づくような情報の提供 ・要保護児童対策地域協議会による連携 ・要保護児童の早期発見、早期対応、適切な支援の推進
	(7) 障がいのある子どもへの支援	・障がい児保育の充実 ・健診や発達相談の充実による早期発見、早期支援の推進 ・特別支援学級の設置 ・教職員による専門性の向上、介助員の配置 ・楯岡特別支援学校大江校との連携による相談機能の強化
2. 子育て家庭を支援する環境づくり	(1) 子育て支援・子育て相談サービスの充実	・子育て支援センター事業の充実 ・訪問事業の徹底
	(2) 男女共同参画で子育てをする環境づくり	・ババマスクール等、父親への育児知識の普及啓蒙・子育て情報の提供 ・育児相談や両親が集える場として子育て支援センター事業の充実 ・母子保健事業をはじめとする各種事業への父親参加の促進
	(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり	・仕事と子育ての両立に関する啓発
	(4) ひとり親家庭への支援	・子育て相談の充実 ・山形県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携 ・ひとり親家庭に対する保育料軽減措置の継続 ・ひとり親等日常支援事業の実施
	(5) 経済的支援の充実	・いきいき子育て支援事業（町）、多胎児養育支援事業（町）の推進 ・児童手当（国）、幼稚園就園奨励費（国）等各種制度の周知 ・要保護児童等に対する支援（国）の実施
	(6) 若者が定着できる環境づくり	・住宅団地や賃貸住宅の整備 ・企業誘致などによる職場の確保
3. 子どもの健全育成に向けた環境づくり	(1) 幼稚園と認可保育所の連携	・研修会や意見交換の機会づくり ・合同によるイベント等の開催
	(2) 家庭教育への支援	・家庭教育の重要性の周知 ・子育て知識に関する講座の開催や情報提供の充実
	(3) 交流活動の推進	・子どもたちの地域行事への参加など、地域活動や世代間交流の推進 ・幼稚園や認可保育所と高齢者福祉施設による交流事業の充実 ・幼・保・小・中・高の枠を超えた交流活動の推進
	(4) 安全対策の充実	・幼児交通安全教室（かもしかクラブ）の充実 ・防犯意識の向上、防犯パトロールなどの防犯活動の推進 ・冬道の安全確保
	(5) 食育の推進	・毎月19日を「食育の日」とし、地場産物や郷土料理を取り入れた給食の推進 ・給食への地産地消献立を推進し、農協と連携した食材の確保 ・管理栄養士による保育所や支援センターへの食育指導訪問 ・幼稚園や保育所、学校の畑などで行う収穫体験や地域の農園で行う果実や米の収穫体験による自然や農家に感謝する心と食の大切さを学ぶ機会の確保
4. 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み	放課後子ども教室の整備計画 平成27年度～平成31年度まで、2か所	

(1) 計画記載事業の実施状況

第1期計画に掲載されていた事業・取り組みの中で、2事業が現時点において未実施となっています。

未実施の2事業は以下の通りです。

基本目標 2. 子育て家庭を支援する環境づくり

(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

【事業概要】

就労している女性が安心して出産や育児ができるよう、育児休業の取得や休業明けに円滑な職場復帰ができる雇用環境に向けて、事業所の理解を求めています。

【施策の方向】

仕事と子育ての両立に関する啓発

基本目標 3. 子どもの健全育成に向けた環境づくり

(1) 幼稚園と認可保育所の連携

【事業概要】

幼稚園教諭と保育士が参加する研修会や情報交換の機会を設けるとともに、両関係者の交流を充実し、幼稚園と保育所の連携強化に努めます。

【施策の方向】

- ・研修会や意見交換の機会づくり
- ・合同によるイベント等の開催

いずれの事業についても、第1期計画において啓発活動や研修やイベントなどの具体的な取り組みを実施するまでに至らなかったため、事業の実施状況としては未実施となっています。

次期計画においては、具体的な取り組みの実施を図るなど、内容の改善を図って継続して取り組んでいきます。

(2) 実施事業の進捗評価

第1期計画に記載されている事業のうち、現時点までに実施されている17の事業について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、16の事業は概ね予定通り（以下の評価基準の1、2の評価）に事業を行うことができたと評価されています。

【自己評価の基準】

1. 100%（予定通り）
2. 80-100%（概ね予定通り）
3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）
4. 40-60%（予定の半分程度）
5. 40%未満（あまり進んでいない）

17事業のうち、1事業については、「3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）」という評価になっています。

基本目標 3. 子どもの健全育成に向けた環境づくり

(5) 食育の推進

【事業概要】

正しい食事のとり方や望ましい食生活等といった基本的な知識を理解し、幼少期からの生活リズムを整え、心と身体の健全な育成を推進していきます。
地域の食材、伝統料理などを積極的に活用し、地元への愛着心を向上させていきます。

【施策の方向】

- ・毎月19日を「食育の日」とし、地場産物や郷土料理を取り入れた給食の推進
- ・給食への地産地消献立を推進し、農協と連携した食材の確保
- ・管理栄養士による保育所や支援センターへの食育指導訪問
- ・幼稚園や保育所、学校の畑などで行う収穫体験や地域の農園で行う果実や米の収穫体験による自然や農家に感謝する心と食の大切さを学ぶ機会の確保

当該事業については、

- ・農協や産直と連携し地産地消を推進した。（学校）
- ・季節にあわせた郷土料理も毎月取り入れた。（学校）
- ・中学校の米飯給食開始にあわせて、水田での作業を中学生が行う等中学校の年代まで活動を広げることができた。

といった成果が認められる一方、

- ・地場産物や郷土料理を予定したが、食材の確保が難しく実施できないことがあった。（保育所）

といった課題もあるため、「3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）」という評価となっています。

次期計画においては、以下のような点に留意しつつ、内容の改善を図って継続して取り組んでいきます。

- ・農協、生産者との連携が必要である。（生産者の高齢化）（保育所）
- ・保育所と支援センターの訪問日を別日に指導方法も集団と個別に分ける必要がある。
- ・食材の安定供給の確保、異物混入の対応など課題がある。（学校）
- ・これまで町立保育所で実施していた農協青年部との芋煮会ができなくなる等のことがあった。

(3) 第2期計画における取り組みの方向

未実施の2事業を含め、第1期計画に記載のあった19事業すべては第2期計画においても継続して取り組んでいきます。

19事業のうち2事業については名称を変更した上で、内容(規模)を拡大して継続していく予定です。

①拡大予定の事業

基本目標 1. 健やかに生み育てられる環境づくり

(3) 育児健康相談の充実⇒健康相談の充実

【第2期計画における事業概要】

母子健康手帳交付時における健康相談をはじめ、妊産婦及び乳幼児への訪問指導の徹底、来所及び電話による育児相談の充実など妊娠期から子育て期までの継続的な支援に努めます。

【第2期計画における施策の方向】

- ・保健師、管理栄養士による健康・育児相談の充実
- ・臨床心理士による育児相談
- ・子育て世代包括支援センター事業の充実

基本目標 1. 健やかに生み育てられる環境づくり

(5) 乳幼児医療の充実⇒医療の充実

【第2期計画における事業概要】

乳幼児期は健康を阻害する要因が多く、医療機関を利用する機会が多くなることから、さらに子育て世代の経済的負担を緩和するための子育て支援医療給付制度を推進します。また、近隣自治体や医療機関との連携を図りながら、乳幼児救急医療体制の充実を図ります。

【第2期計画における施策の方向】

- ・未熟児養育医療給付事業の充実
- ・子育て支援医療給付(県・町)の充実
- ・乳幼児救急医療体制の充実
- ・山形県小児救急電話相談の普及啓蒙

②継続予定の事業

5事業についてはこれまで通りに継続して取り組んでいく予定です。

基本目標 1. 健やかに生み育てられる環境づくり

(6) 児童虐待の防止対策

基本目標 2. 子育て家庭を支援する環境づくり

(6) 若者が定着できる環境づくり

基本目標 3. 子どもの健全育成に向けた環境づくり

(2) 家庭教育への支援

(4) 安全対策の充実

基本目標 4. 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み
(内訳の詳細事業なし。基本目標で一つの事業)

③内容を改善して継続予定の事業

9事業については内容の改善を図った上で継続して取り組んでいく予定です。

基本目標 1. 健やかに生み育てられる環境づくり

- (1) 各種健診等の充実
- (2) 歯科保健対策の充実
- (4) 健康教育の充実
- (7) 障がいのある子どもへの支援

基本目標 2. 子育て家庭を支援する環境づくり

- (1) 子育て支援・子育て相談サービスの充実
- (2) 男女共同参画で子育てをする環境づくり
- (5) 経済的支援の充実

基本目標 3. 子どもの健全育成に向けた環境づくり

- (3) 交流活動の推進
- (5) 食育の推進

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント

(1) 調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向などについて本調査を実施しました。

②調査の実施状況

<調査期間>

平成 30 年 11 月～12 月

<調査方法>

保育園での直接配布・回収。郵送による配布・回収。

<調査対象>

就学前児童を持つ保護者：241 人

<回収状況>

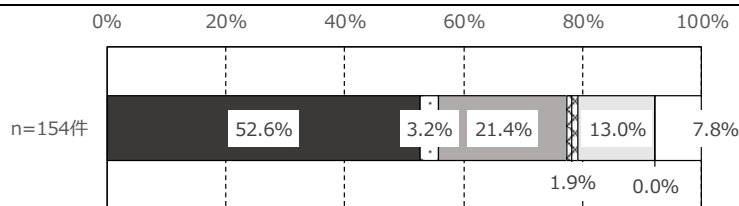
発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
241 票	156 票	64.7%	154 票	63.9%

※回収票 156 票のうち 2 票は回収締め切り後に到達したため、有効回収数からは除外し、有効回収数 154 票で集計を行っています。

(2) 調査結果のポイント

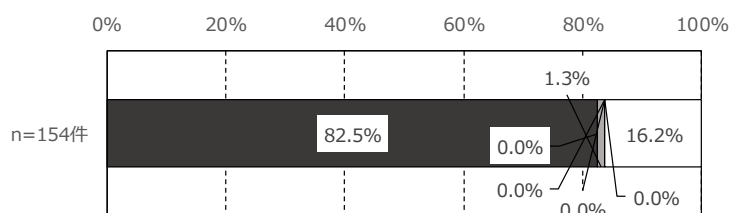
①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【父親】

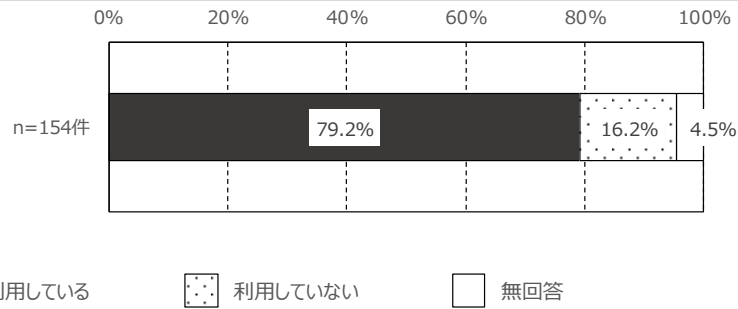


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の52.6%、父親の82.5%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。また母親では21.4%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。

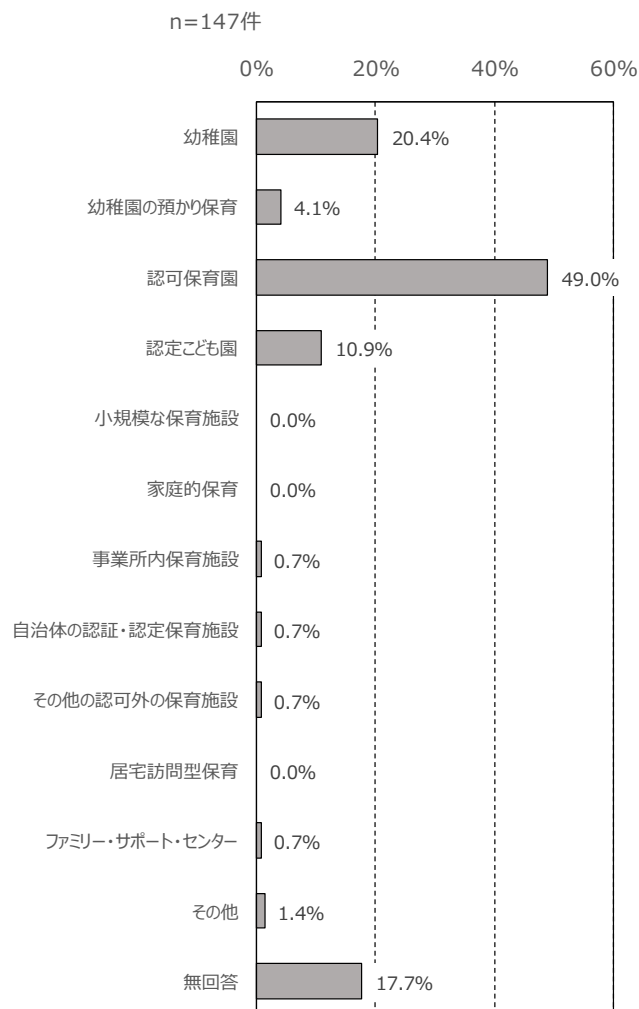
②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



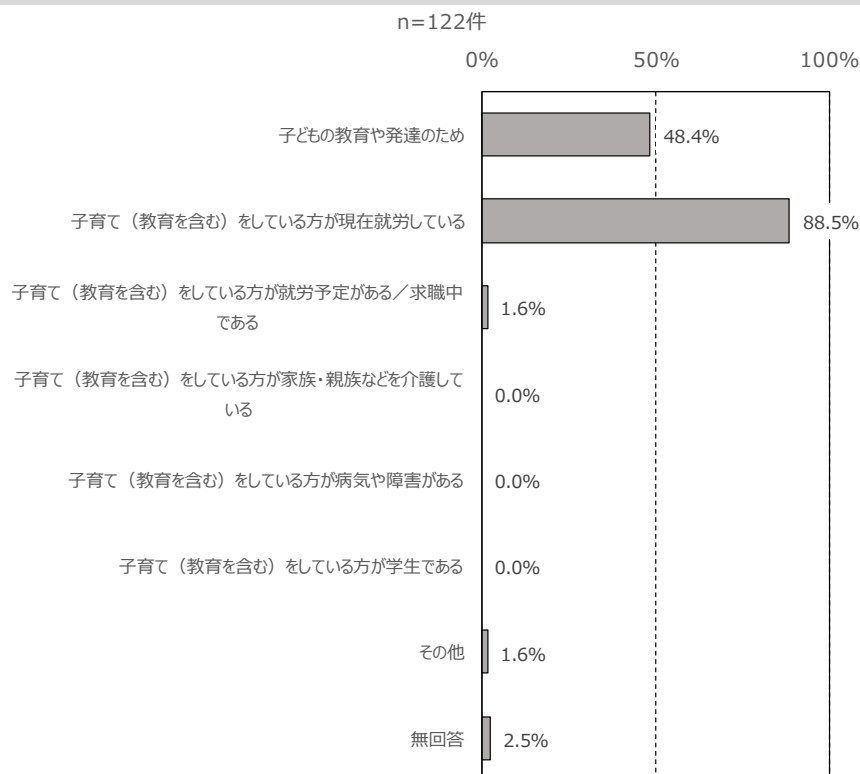
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」が79.2%、「利用していない」が16.2%となっています。

■利用している平日の定期的な教育・保育事業



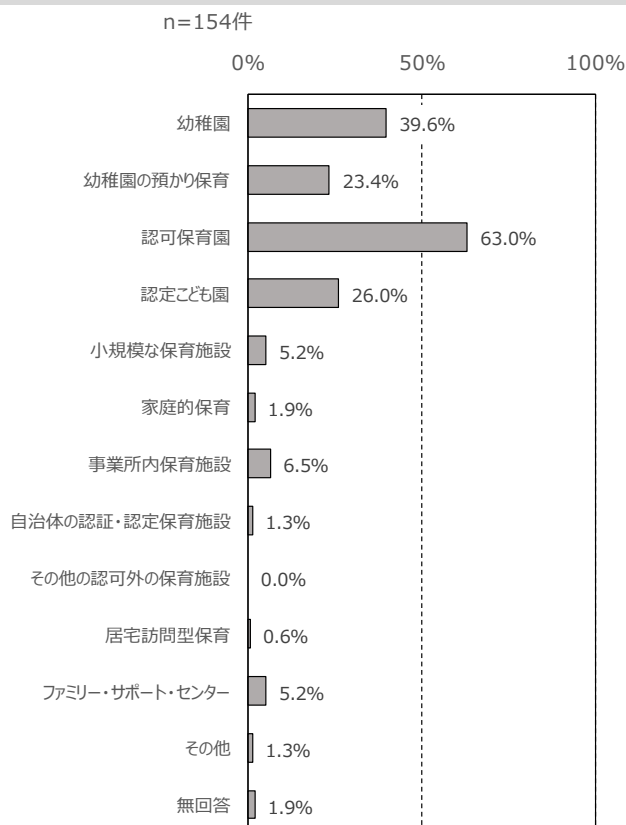
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が49.0%と約半数を占め、ついで「幼稚園」が20.4%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由



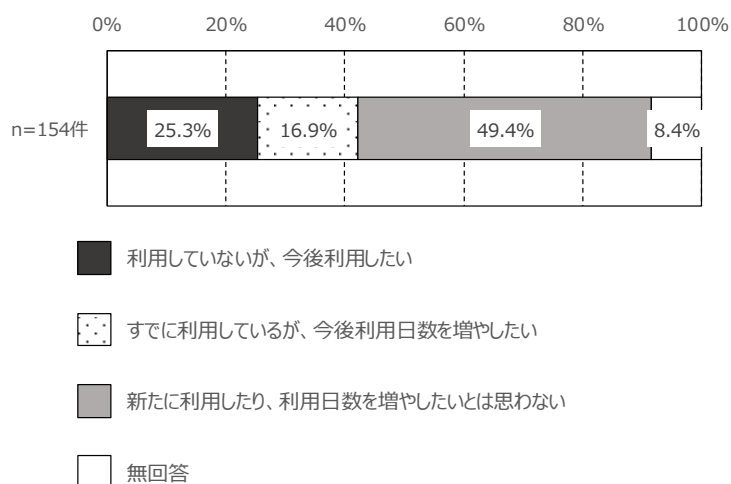
平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 88.5%、「子どもの教育や発達のため」が 48.4%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認可保育園」が 63.0%でもっとも多くなっています。ついで「幼稚園」が 39.6%となっています。

③地域子育て支援拠点事業の利用意向

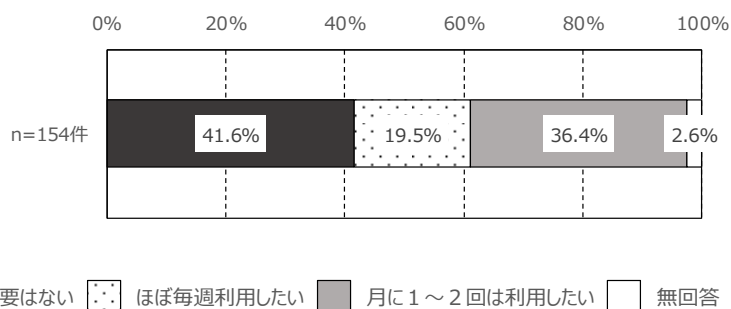


地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、49.4%と約半数は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

「利用していないが、今後利用したい」は25.3%となっています。

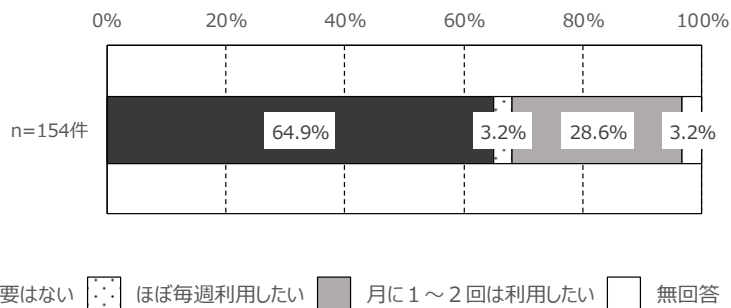
④土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

【土曜】



土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」(41.6%)が4割を超えているものの、19.5%は「ほぼ毎週利用したい」、36.4%は「月に1～2回は利用したい」としており、土曜の利用希望をあわせると5割を超えています。

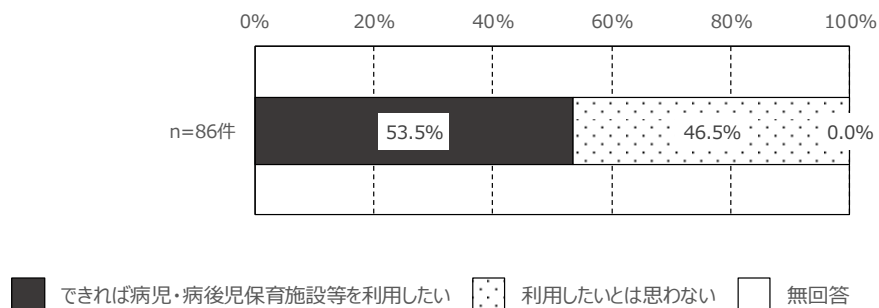
【日曜・祝日】



日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が64.9%と6割以上を占めています。「ほぼ毎週利用したい」(3.2%)、「月に1～2回は利用したい」(28.6%)をあわせると日曜・祝日の利用希望は31.8%となっています。

⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

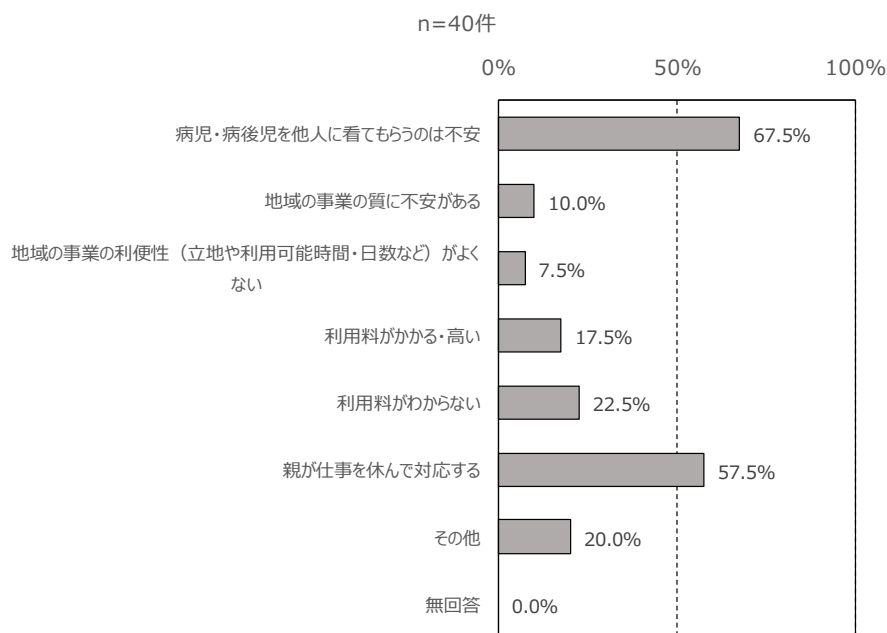
【利用意向】



子どもが病気やけがで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法として、「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、46.5%は「利用したいと思わない」としています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は53.5%と半数以上を占めています。

【利用したくない理由】

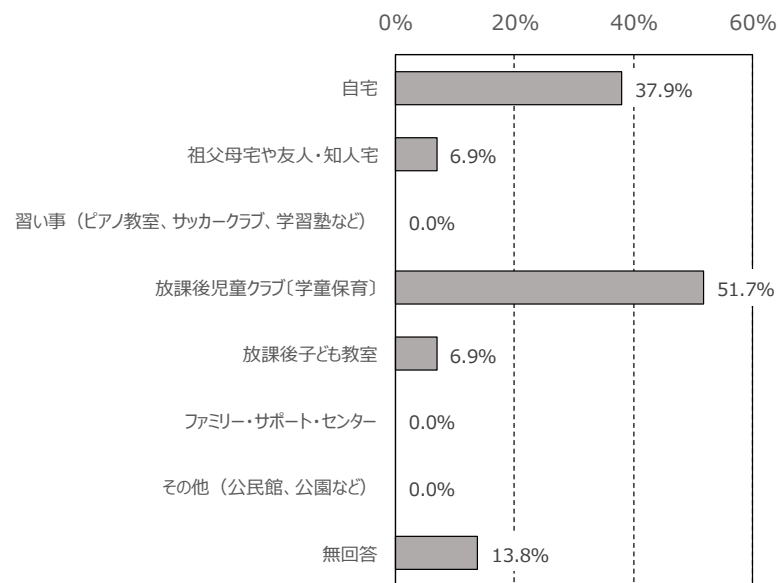


病児・病後児のための保育施設等の利用意向で「利用したいとは思わない」と回答者の利用したくない理由をみると、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が67.5%でもっとも多く、ついで「親が仕事を休んで対応する」が57.5%となっています。

⑥小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

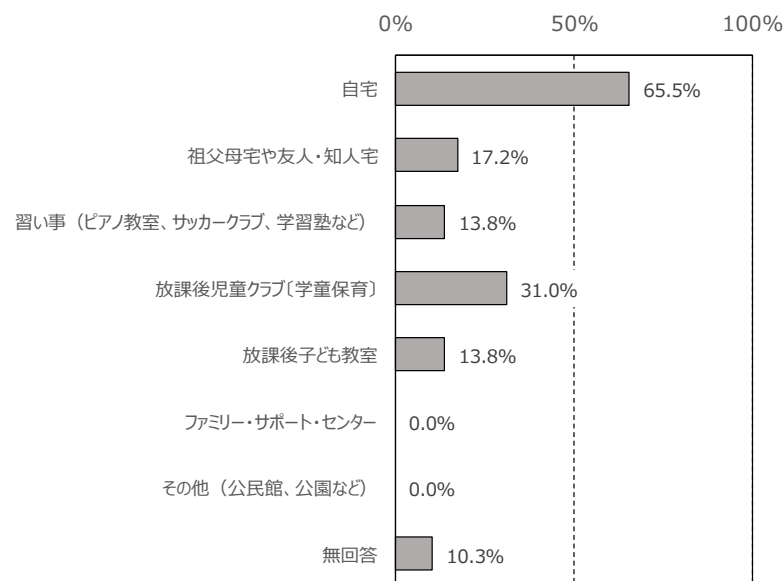
【小学校低学年】

n=29件



【小学校高学年】

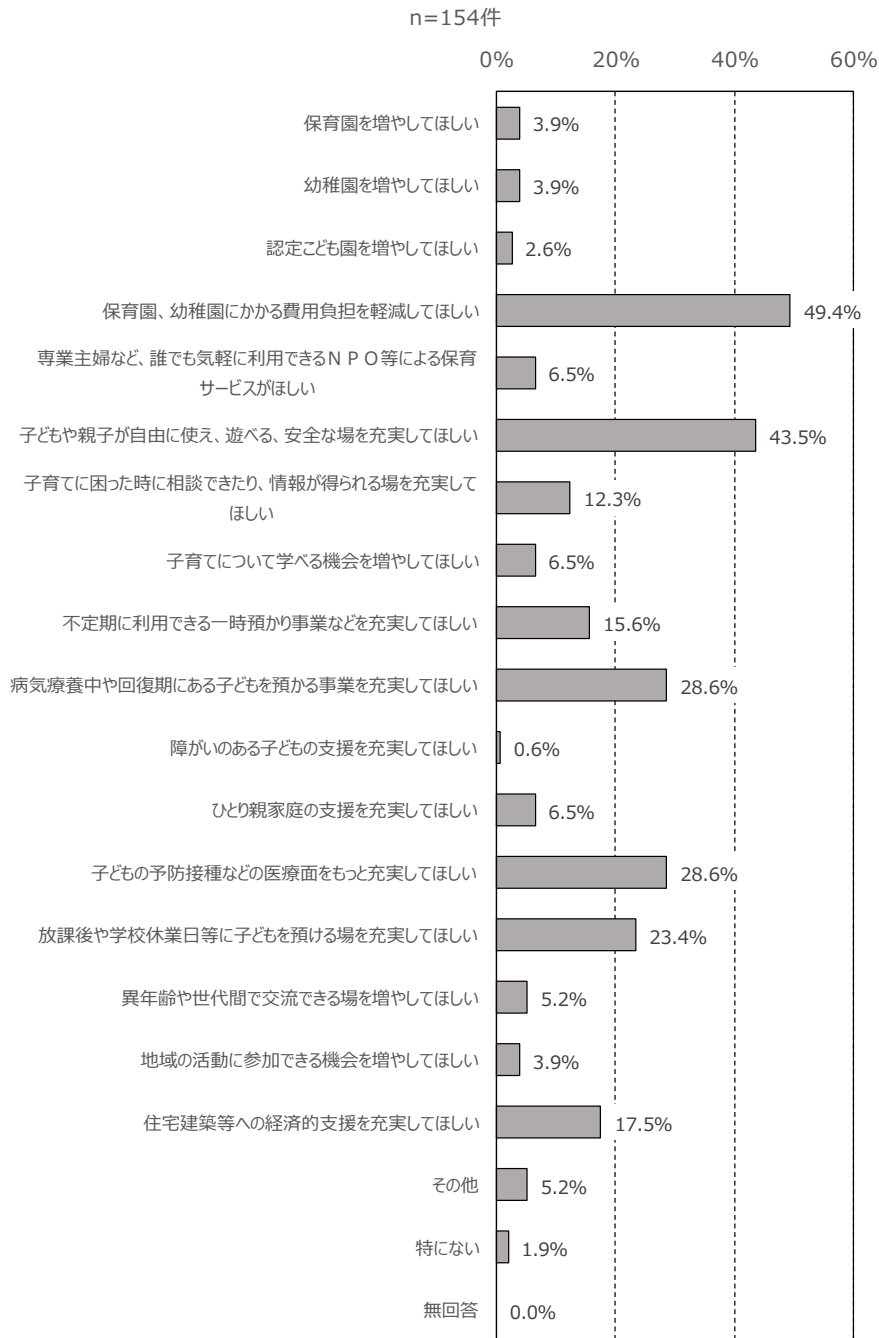
n=29件



5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が51.7%でもっとも多く、小学校高学年では「自宅」が65.5%でもっとも多くなっています。

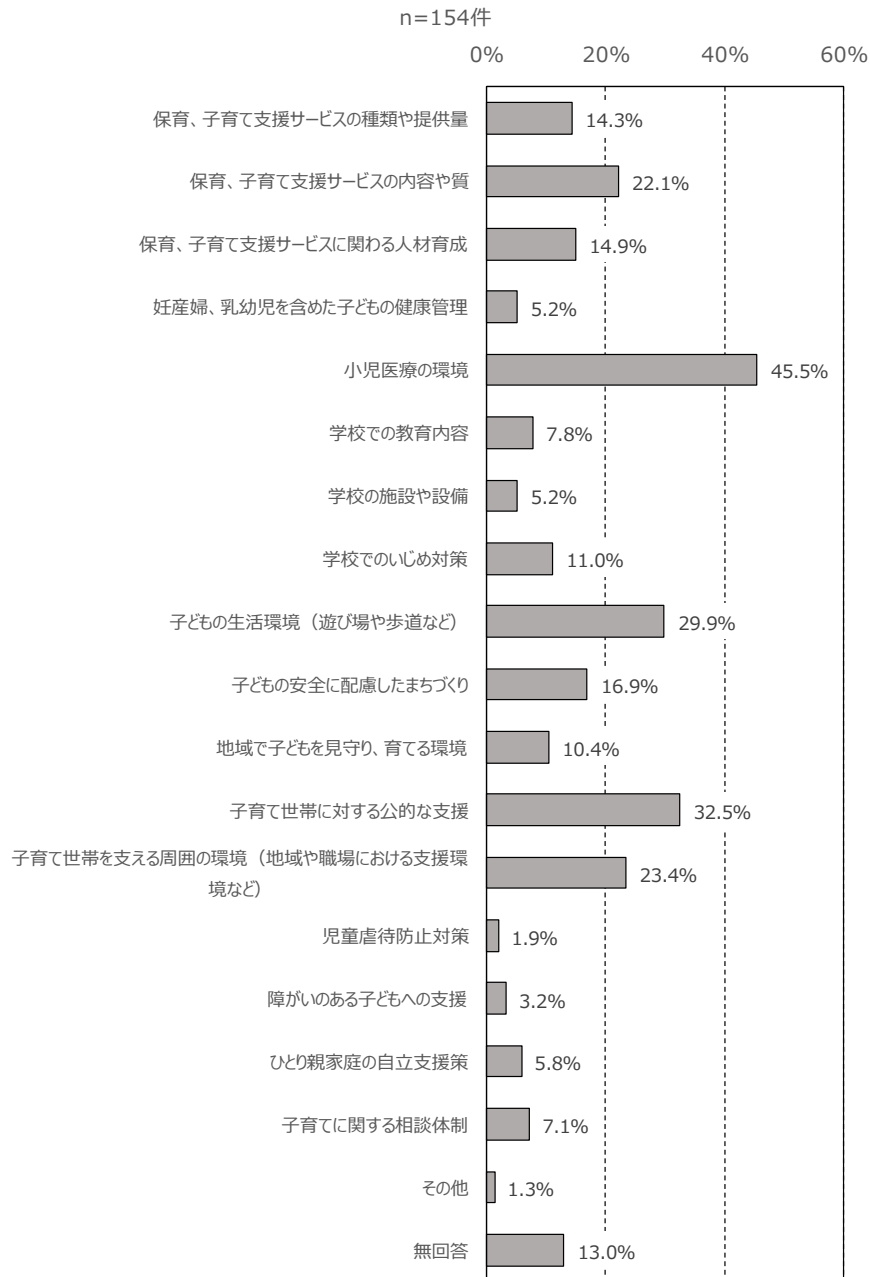
⑦町の取り組みについて

■今後の子育て支援に期待すること



今後の子育て支援に期待することとしては、「保育園、幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が49.4%でもっとも多く、ついで「子どもや親子が自由に使え、遊べる、安全な場を充実してほしい」が43.5%となっています。

■ 子ども・子育て支援に関して不満に思うところ



子ども・子育て支援の取り組みに対して不満に思うこととしては、「小児医療の環境」が45.5%でもっとも多く、ついで「子育て世帯に対する公的な支援」（32.5%）、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」（29.9%）などへの回答が多くなっています。

■町の取り組みに対する満足度

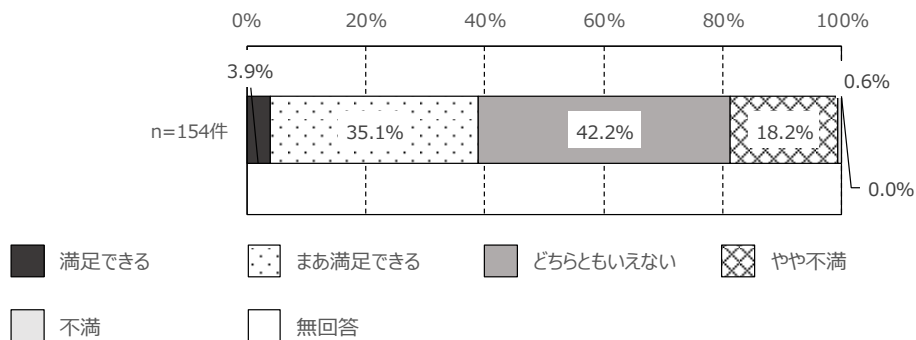
	n	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
①各種保育サービスの充実	100.0%	22.1%	30.5%	30.5%	2.6%	0.0%	14.3%
	154件	34件	47件	47件	4件	0件	22件
②子育て支援・子育て相談サービスの充実	100.0%	11.0%	33.1%	32.5%	5.8%	1.3%	16.2%
	154件	17件	51件	50件	9件	2件	25件
③放課後児童クラブの充実	100.0%	11.0%	10.4%	49.4%	1.9%	0.0%	27.3%
	154件	17件	16件	76件	3件	0件	42件
④経済的支援の充実	100.0%	14.3%	15.6%	42.2%	7.8%	5.2%	14.9%
	154件	22件	24件	65件	12件	8件	23件

子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて、「満足」という回答が多かったものは、①各種保育サービスの充実の22.1%となっています。

「満足」と「まあ満足」をあわせて「満足」、「やや不満」と「不満」をあわせて「不満」として整理すると、①各種保育サービスの充実(52.6%)と②子育て支援・子育て相談サービスの充実(44.2%)については「満足」という評価が4割以上を占めて多くなっています。

③放課後児童クラブの充実と④経済的支援の充実については「どちらともいえない」が4割以上となっていますが、「不満」よりも「満足」という回答の方が多く、すべての事業において肯定的な評価の方が多くなっています。

■子ども・子育て支援の取り組みに対する総合的な満足度



子ども・子育て支援の取り組みに対しては、「どちらともいえない」が42.2%となっていますが、35.1%は「まあ満足できる」としており、「満足できる」(3.9%)とあわせると、39.0%が満足できるという肯定的な評価をしています。

「やや不満」(18.2%)、「不満」(0.6%)をあわせた不満という否定的な評価は18.8%となっています。

第3章

計画の方向性

第3章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

『子どもはまちの宝物』 ～子どもを生み育てやすい環境の整備～

雇用や子育てに対する不安、所得の低下、結婚に対する意識の変化など様々な要因により晩婚化や非婚化、出生率の低下が進行しています。こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、心身ともに健全に育まれることは、町にとって重要な課題となっています。

このため、『子どもはまちの宝物』という考えを軸に、妊娠期からの出産・育児に関する相談体制、多様な教育・保育の充実などとともに、男女がともに仕事と子育てを両立でき、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていきます。

2. 計画の基本的視点

本計画の基本的視点は、子ども・子育て支援法の趣旨等を踏まえ、次のように設定します。

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とします。
- ②障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。
- ③子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化していることを踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを目指します。
- ④子どものより良い育ちを実現するために、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- ⑤乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな発達を支援します。
- ⑥妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、子どもや子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の充実を進めます。
- ⑦社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう呼びかけます。

3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町では、

- ①長期的な推計では、0～14歳人口は減少傾向にあること
- ②道路や上下水道などのインフラ整備や住宅の整備は今後も考えられるが、人口が増加する地域を予測することは難しいこと
- ③利用実績とニーズ量の見込みは大きく乖離していないことから、新たな大規模施設整備は必要ないこと

を踏まえ、町全域を教育・保育提供区域として設定します。

4. 本町で想定する教育・保育の量の見込み

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	3～5歳	教育	15人	15人	13人	13人	13人
2号	3～5歳	教育	33人	30人	28人	25人	24人
		保育	95人	95人	94人	82人	79人
3号	0歳	保育	25人	25人	25人	23人	23人
	1・2歳	保育	59人	59人	58人	58人	56人

本町では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間における教育・保育の量について、上記のように想定しました。

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

幼稚園での預かり保育や認可保育所における延長保育など、ニーズに応じた体制の確保が求められますが、将来の就学前児童数の減少を踏まえると、幼稚園及び認可保育所の充実とともに、幼稚園と認可保育所の一体化も進めていく必要があります。

本計画期間では、教育・保育における確保の方策として、認定こども園の設置は想定していませんが、幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要です。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供する必要があること等を踏まえ、幼稚園・認可保育所事業者と連携を図りながら検討していきます。

また、幼稚園や認可保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、町全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保していきます。

6. 施策の体系

『子どもはまちの宝物』
～子どもを生き育てやすい環境の整備～

1. 教育・保育事業の推進

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

3. 健やかに生き育てられる環境づくり

4. 子育て家庭を支援する環境づくり

5. 子どもの健全育成に向けた環境づくり

6. 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組み

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1. 教育・保育事業の推進

(1) 施設型給付事業

①教育施設（幼稚園、認定こども園）

【事業概要】

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず満3歳から入園できます。

町内には私立幼稚園が1か所あり、保育の必要性の認定において1号認定（3～5歳）及び2号認定（3～5歳）で教育利用の希望が強い場合に利用することができます。

【取り組みの方向】

1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が強い子どもを含めて、幼稚園において提供体制を確保していきます。

町内にある私立幼稚園1施設について、今までは施設型給付を受けていませんでしたが、新制度の対象施設として確認を受け、令和2年度から施設型給付を受ける幼稚園（新制度幼稚園）に移行しました。引き続き新制度移行幼稚園として、学校教育利用の要望に応じて幼児教育の提供を確保していきます。

【確保の方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1号認定（3～5歳）・教育	25人	28人	14人		
	2号認定（3～5歳）・教育	32人	35人	41人		
	教育利用の計	57人	63人	55人		
新確保策（提供量）		—	—	—	60人	60人

幼児教育・保育の無償化の実施については、幼稚園と連携しながら、制度の適切な実施を支援していきます。また、認定こども園への移行希望があるときは、これを支援していきます。

利用実績が提供量と大きく乖離し下回っていたため、町内の私立幼稚園において令和3年度から利用定員を見直しています。計画策定後の利用実績を踏まえてより実情に近い確保策を設定していきます。

②保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

【事業概要】

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

町内には認可保育所が2か所（町立保育所1か所、私立保育所1か所）あり、保育の必要性の認定において2号認定（3～5歳）及び3号認定（3歳未満）の場合に利用することができます。

【取り組みの方向】

本町においては、特定教育・保育施設の保育所において保育利用の提供体制を確保していきます。

少子化が急激に進む状況にあるため、保育施設の在り方を総合的に検討し、安定した保育利用の提供体制を再構築していきます。

【確保の方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2号（3～5歳）・保育	95人	90人	70人		
新確保策（提供量）		—	—	—	65人	65人
実績値	3号（0歳）・保育	13人	13人	9人		
新確保策（提供量）		—	—	—	9人	9人
実績値	3号（1・2歳）・保育	54人	34人	39人		
新確保策（提供量）		—	—	—	36人	36人

見込み量が減少していくものと予想していましたが、想定以上に出生数が減少し、利用が減少しているため、令和4年度から3号認定児童を主に対象としている私立保育園の利用定員数を減少させる見直しを行しました。

出生数減少の影響は今後2号認定児童にも及ぶと予想されることから、公立保育園の確保策についても、直近の現状を踏まえて見直しをしていきます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

【事業概要】

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴う、子育てのための施設等利用給付については、保護者の負担軽減を図るため、施設型給付を受けない幼稚園の保育料は施設の法定代理受領として実施しています。

町内においては、令和元年10月～令和2年3月までは施設型給付を受けない幼稚園が1施設あり、預かり保育料（保育の必要性がある者のみ）と幼稚園の保育料を対象に無償化を実施しました。

令和2年度から施設型給付を受ける幼稚園に移行した1施設において預かり保育料（保育の必要性がある者のみ）を対象に施設等利用給付事業に取り組んでいます。

そのほか、町外施設利用児童のため、認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設・施設型給付を受けない幼稚園の保育料等についても対象児童がいる場合はその都度対応しています。

【取り組みの方向】

出生数が減少傾向のため、子育てのための施設等利用給付も減少傾向となる見込みです。

今後も県と連携や情報共有を図りながら適切な取り組みを進めていきます。

また、町では支給方式を制度の基本構造にあわせて原則保護者への償還払いとしていますが、施設・保護者の希望や実情によっては法定代理受領方式も検討します。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 相談支援事業

①利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【取り組みの方向】

本町においては、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーター（助産師や保健師）が妊産婦等の状況を継続的に把握して、必要に応じて関係機関と協力して支援プランの策定などを行う母子保健型を1か所で実施していきます。

妊娠届出者や出生数は減少していますが、産後の支援が受けにくい環境の方や育児に何らかの困り感を感じている方は減少していない状況です。

令和3年度から開始した産後ケア事業の利用拡大や産後の早期訪問等により産婦の心身のケアの充実を図り、関係者間の連携をさらに強化していきます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1か所	1か所	1か所		
新確保策（提供量）	—	—	—	1か所	1か所

②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【取り組みの方向】

本町においては1か所で実施していきます。

当面は新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、感染防止を徹底した上で可能な範囲で様々なイベントを企画・開催し、利用者の拡大を図っていきます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2,771人日	2,755人日	1,504人日		
新確保策（提供量）	—	—	—	2,435人日	2,501人日

(2) 訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

母子健康手帳交付時や出生届時に乳児家庭全戸訪問について説明し、事業の認知度を高めるように取り組んでいます。

【取り組みの方向】

保健師や助産師の専門職による訪問を実施しており、今後も産後の早期訪問からの継続した訪問により、相談しやすい体制を整備するとともに関係機関と情報を共有し、適切な支援につなげます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	29人回	28人回	16人回		
新確保策（提供量）	—	—	—	14人回	14人回

②養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児や出産前に支援が必要と認められる妊婦に対し、当該居宅において相談・指導・助言などの支援を行います。

【取り組みの方向】

訪問等により把握した情報について、関係者間で情報を共有し、支援方針を検討し、適切な支援を行っていきます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2人回	1人回	2人回		
新確保策（提供量）	—	—	—	2人回	2人回

(3) 通所系事業

①子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【取り組みの方向】

本町においては児童養護施設等への委託により実施します。

利用すべき対象者は一定数存在するものの、利用につながっていない状況です。保護者の実費負担が必要な事業であり、費用負担で利用までつながらなかったこともあるため、当町の保護者負担割合や区分分けが適当かどうか検討を行います。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0人日	0人日	0人日		
新確保策（提供量）	—	—	—	7人日	7人日

②一時預かり事業

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育所、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【取り組みの方向】

本町においては幼稚園における預かり保育と、保育所等によるその他の一時預かりを実施していきます。

私立保育園で実施していた保育園による預かり事業が、少子化の影響により保育部門の運営が困難になり預かり事業を一時休止しています。ニーズはあるものの、実施できない状況です。

令和5年度以降、保育園による預かり事業を再開できるか、検討を行います。

【確保の方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3,930人日	4,392人日	5,042人日		
新確保策（提供量）		—	—	—	5,567人日	6,123人日
実績値	上記以外	94人日	32人日	0人日		
新確保策（提供量）		—	—	—	79人日	76人日

③延長保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に通常の利用時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

延長保育ニーズは引き続き高い傾向にあるため、実施を継続する予定です。土曜保育事業も同様の考え方で提供を確保していきます。

今後の安定した事業継続のため、運営面・人事面で実施に無理がないように検証を進め、安定的な事業継続を目指します。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1,832人日	1,845人日	1,045人日		
新確保策（提供量）	—	—	—	1,600人日	1,600人日

※今回の改訂版から、人日単位での換算に変更

④病児保育事業

【事業概要】

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【取り組みの方向】

令和3年度から山形連携中枢都市圏連携事業に参加し、町外の病児・病後児保育施設の広域利用が可能となっています。広域利用が可能となり、実績が出始めているところですが、事業実施間もないことから、今後も広報を行い、利用促進を図っていきます。

また、ニーズの伸びを把握しながら、提供の在り方に改善すべき点がないかを判断していきます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0人日	21人日	50人日		
新確保策（提供量）	—	—	—	68人日	85人日

⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

町内の2小学校区のどちらにも放課後児童クラブが設置されています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

少子化が進む中、小中学校等の今後の在り方を検討する準備時期にさしかかっており、今後は施設の設置位置や規模について小中学校等の在り方にあわせて検討していく必要があります。

教育委員会と必要な情報を常に共有しながら連携し、また保護者の就労形態や家族形態の多様化にも対応しつつ、実情に即した確保策を講じていきます。

【確保の方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	低学年	62人	56人	63人		
新確保策（提供量）		—	—	—	70人	70人
実績値	高学年	5人	6人	6人		
新確保策（提供量）		—	—	—	20人	20人
実績値	計	67人	62人	69人		
新確保策（提供量）		—	—	—	90人	90人

(4) その他事業

①ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

平成24年度から活動していますが、会員数も利用者数も少数です。住民のみなさんの認知度を高めるため普及活動を継続していきます。

【取り組みの方向】

本町においては1か所で実施していきます。

パパ・ママスクールや乳幼児健診、保育園のオリエンテーションなど、機会を捉えて周知しているものの、依頼件数が拡大しない状況にあります。依頼に至らない背景としては、家族間あるいは実家を含めた身内に育児の協力者がいるからだと考えられます。

協力会員のほとんどが就業しており、平日の依頼については同一会員に依頼せざるをえない状況のため、幅広い年齢層の新規協力会員の募集に力を入れていきます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	3人日	1人日	1人日		
新確保策（提供量）	—	—	—	6人日	6人日

②妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

令和3年度から妊婦健診の公費負担に加え、必要に応じて追加で受けた健診時の費用等についても助成しており、今後も継続して健診を受けやすい環境を整備していきます。また、母子健康手帳交付時には妊婦健診の重要性について引き続き啓発していきます。

【確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	278人回	216人回	224人回		
新確保策（提供量）	—	—	—	239人回	239人回

3. 健やかに生み育てられる環境づくり

①各種健診等の充実

【事業概要】

妊婦、周産期の健康づくりや胎児の保護を徹底するためには、発育状況の観察、疾病や障がい等の早期発見が重要となります。

このため、診査内容の充実や未受診者への受診勧奨とともに、妊産婦、乳幼児を対象とした訪問指導の充実に努めます。

【取り組みの方向】

3・4か月児、9・10か月児健診時には、小児科医師による診察を実施し、乳児期の発育・発達のチェック、疾病の早期発見に努めています。平成30年度からは3歳児健診時に臨床心理士による相談を受診児全員が受けるようにして、発達や言葉、養育環境等に支援が必要な児の支援を早期に実施し、支援内容を充実させてきました。

また、乳幼児健診の未受診者については、次回受診の勧奨により、受診率はほぼ100%となっており、電話で確認するなど状況の未把握児数はゼロとなっています。さらに家庭訪問については、産婦及び乳児については全件訪問を実施しています。予防接種については、家庭訪問、乳幼児健診時に接種方法や接種状況について確認、勧奨しています。

より一層の内容の充実を図るため、乳幼児健診においては丁寧に状況把握を行い、発育や発達、疾病等の早期発見に努め、適切に早期対応ができるように体制づくりを強化していきます。健診の未受診者については、児童虐待の観点からも状況の把握に努める必要があると考えられます。

第2期計画においても、3・4か月児、9・10か月児、1歳6か月児、3歳児健診の充実、未受診者に対する勧奨、家庭訪問の充実、予防接種の勧奨に引き続き取り組んでいきます。

コロナ禍においては新型コロナウイルス感染拡大防止のために日程や内容を変更して健診を実施してきましたが、当面はその影響が続くと思われ、実施方法や内容について検討が必要と思われれます。

今後は新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、健診内容については、令和4年度から実施している3歳児健診での視覚検査における屈折検査の導入など、医学的な見解や国の方針等に注視しながら取り組んでいきます。

②歯科保健対策の充実

【事業概要】

歯の健康は全身の健康のためにとっても重要であり、また乳幼児の口腔保健はその後の口腔状況を左右するといわれています。

このため、一貫した乳幼児歯科保健対策の充実を図るとともに、歯科健診等を通じた歯科保健の重要性と意識改善に向けた普及啓発に努めます。

【取り組みの方向】

フッ素塗布については、歯科健診を受診後に希望者に実施しており、実施率は90%を超えています。

また、お誕生教室（1歳児歯科健診）時には歯科医師、1歳6か月児健診時には歯科衛生士によるむし歯予防について講話を実施するなど、普及啓発に努めています。平成28年度から妊婦歯科健診を実施し、妊娠期から歯科保健の大切さについて普及啓発にも努めています。

一方で、1歳6か月児健診、3歳児健診でのむし歯有病率の低減を図ることや、妊婦歯科健診の受診率の向上を図り、妊娠期からの口腔ケアの大切さを推進する必要があると考えられます。

そこで第2期計画においても、お誕生教室（1歳児歯科健診）、2歳6か月児歯科健診、1歳6か月児及び3歳児健診時における希望者へのフッ素塗布等によるむし歯予防の推進、歯科保健の普及啓発に引き続き取り組んでいきます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために歯科医師や歯科衛生士による講話は中止しておりますが、令和3年度からはフッ素塗布時の歯科衛生士による個別指導を重点的に行っています。今後も歯科医師や歯科衛生士と連携し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視し、集団指導や個別指導を継続して実施していきます。また、健診票の見直し等歯科健診時の歯科医師に相談しやすい環境づくりに努めます。

③健康相談の充実

【事業概要】

母子健康手帳交付時における健康相談をはじめ、妊産婦及び乳幼児への訪問指導の徹底、来所及び電話等による育児相談の充実に努めます。

【取り組みの方向】

母子健康手帳交付時のアンケートの実施等をし、相談しやすい環境づくりや育児不安、虐待予防、また、相談スペースを利用することでプライバシーに配慮した、話しやすい環境づくりに努めています。

月に1回育児相談を実施し、発達状況や離乳食の進め方など個別に相談、指導を行うことで、子どもの発達状況の確認や保護者の安心感につなげています。さらに子育て支援センターと連携を図ることにより、相談体制の強化を図っています。平成30年度からは子育て支援センターにおいて、月1回保育士による育児相談も実施しています。

平成30年度に設置した子育て世代包括支援センターの事業の拡充により、妊娠期から子育て期までの相談、支援体制を強化しており、子育て世代包括支援センターの周知を図り、効果的に各種の事業を活用してもらえるようにしていくことが必要と考えられます。

そこで第2期計画においても、保健師、管理栄養士、母子保健コーディネーター（助産師）による健康・育児相談の充実、子育て支援センターによる相談事業の充実に引き続き取り組んでいきます。

母子健康手帳交付時のアンケートを活用した相談しやすい環境づくり、妊娠中の支援レターの送付、電話訪問、産後早期の電話連絡や訪問など、切れ目のない支援体制の充実に図ります。また、今後も子育て支援センターとの連携等相談体制の充実に取り組んでいきます。

④健康教育の充実

【事業概要】

妊娠、出産、育児に関する情報提供を充実し、安心して生み育てることに必要な知識の普及を図ります。また、参加しやすい各種学級の開催により健康教育、健康相談、心のケア等の充実に努めます。

パパママスクールやベビーマッサージ教室に加え、令和3年度からは、産後1年未満の母子を中心とした交流を主とした教室を開催しており、令和4年度からは、離乳食教室を開催しています。

【取り組みの方向】

パパママスクールは2人での参加を促すため夜に実施しており、参加者のほとんどは夫婦で参加しています。妊婦の体験ジャケットは、夫が妊婦の疑似体験をすることで、妊婦の大変さに共感でき、2人で育児をすることの意識の向上につながっていると思われます。

第2期計画においても、子育て支援センターと連携しながら、パパママスクール、ベビーマッサージ教室など、子育て教育の充実に取り組んでいきます。

令和3年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、集団形式の教室の開催を中止せざるを得ないことがありました。また、対象者の減少もあり、今後は実施方法や内容を検討し、集合形式の教室を開催していきます。

⑤医療の充実

【事業概要】

乳幼児期は健康を阻害する要因が多く、医療機関を利用する機会が多くなることから、さらに子育て世代の経済的負担を緩和するための子育て支援医療制度の充実を図ります。

また、近隣自治体や医療機関との連携を図りながら、乳幼児救急医療体制の充実を図ります。

【取り組みの方向】

平成31年度より対象を高校生までに拡充したため、さらに子育て世代の経済的負担の緩和が図られています。また、山形県小児救急電話相談のチラシや県からの「子どもの病気・けがガイドブック」の配布、町の子育てガイドブックへの掲載により、病気やけがをしたときの対処方法や医療機関受診についての普及啓発に努めています。

第2期計画においても、子育て支援医療給付の充実、乳幼児救急医療体制の充実、山形県小児救急電話相談の普及啓蒙に努め、小児救急電話相談や病気、けが時の対応等についての普及啓発に引き続き取り組んでいきます。

⑥児童虐待の防止対策

【事業概要】

核家族化や地域社会における人と人との関わりの変化により、子育て家庭が孤立化する傾向にあり、早期の発見と支援の重要性が増しています。このため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援に取り組みます。

【取り組みの方向】

平成 29 年度から代表者会議を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会の連携により、学校・保育所から情報提供を受け、月 1 回の実務者会議を開催し、要保護児童の早期発見、早期対応、適切な支援を行っています。

近年の動きとしては、児童福祉法の改正により、令和 4 年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置すること、また令和 6 年度 4 月からは子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を統合したこども家庭センターを開設することが努力義務として市町村に示されました。

令和 4 年度現在、拠点の設置は行われておりませんが、本町でも国の動向を踏まえ、組織体制づくりに取り組む方針です。要保護児童対策地域協議会の運営については、ある程度の実施がなされており、母子保健とより一層の連携強化を図っていきます。

今後も引き続き、虐待防止の啓発と近隣住民が虐待を早期に気づくような情報の提供、関係機関との連携、要保護児童の早期発見、早期対応、適切な支援の推進に取り組んでいきます。

⑦障がいのある子どもへの支援

【事業概要】

集団保育が可能な障がい児の保育の充実に向けて、障がい児保育担当者の確保と質の向上に努めます。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携による就学支援を含めた支援体制の強化を進めます。

【取り組みの方向】

障がい児クラスへの保育士の加配、支援が必要と思われる子どもについて、保健、福祉、教育等で連携、情報の共有など支援体制の強化に努めてきました。また特別支援学級の設置については、事前に保護者と相談し対応できています。

今後については引き続き、保健・福祉、教育等の担当者の障がいに関する専門性を高めて、相談支援体制を強化することが重要と考えられます。

障がい児保育の充実、健診や発達相談の充実による早期発見、早期支援の推進、更に臨床心理士・公認心理師による相談を継続して実施し、各保育所等との連携強化や関係者との情報共有により、保護者の不安や困り感を軽減し、支援が必要な子どもに対し、早期に適切な支援に繋がるよう相談機能の強化に取り組んでいきます。

特別支援学級の設置、教職員による専門性の向上、介助員の配置、楯岡特別支援学校大江校との連携による相談機能の強化にも取り組んでいきます。

4. 子育て家庭を支援する環境づくり

①子育て支援・子育て相談サービスの充実

【事業概要】

子育てについて悩みや不安を持つ保護者等が、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、主任児童委員や関係機関の協力を得ながら、子育て支援センターの機能充実に努めます。

また、家庭訪問を重視し、養育についての相談対応や支援が必要と認められる場合には、指導・相談・助言その他必要な援助を実施します。

【取り組みの方向】

子育て支援センターでは、令和3年度から新たに子育て応援訪問事業を開始しており、未就園児のいる家庭にセンター職員が毎月訪問し、子育ての悩みや不安の聴き取り相談を行い、サービスの充実を図っています。相談時は、必要に応じて、関係者間で情報を共有し適切な支援につながるよう努めていきます。

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、関係機関とのネットワークづくりに継続して取り組みます。また、様々な機会を捉えて、母子保健事業を含めた子育て世代包括支援センター事業や子育て支援センター事業の周知・利用拡大を図っていきます。

②男女共同参画で子育てをする環境づくり

【事業概要】

男女共同参画を推進し、男女が共同で家事や育児を担うことの大切さなどについて、継続的な意識啓発に努めます。

【取り組みの方向】

パパママスクールは2人での参加を促すため夜に実施しており、参加者のほとんどは夫婦で参加しています。

しかし、一層の父親の育児や家事参画の推進を図っていくことが必要と考えられるため、パパママスクール等、父親への育児知識の普及啓蒙・子育て情報の提供、育児相談や両親が集える場として子育て支援センター事業の充実、母子保健事業をはじめとする各種事業への父親参加の促進に引き続き取り組んでいきます。

妊娠・出産・育児を取り巻く環境は、コロナ禍で大きく変化しています。妊娠・出産・育児の孤独化や孤立化を防ぎ、今後一層父親の育児や家事参画を推進するため、パパママスクールの開催やパンフレットなどの使用による意識啓発に努めます。

③仕事と子育てが両立できる環境づくり

【事業概要】

就労している女性が安心して出産や育児ができるよう、育児休業の取得や休業明けに円滑な職場復帰ができる雇用環境に向けて、事業所の理解を求めています。

【取り組みの方向】

仕事と子育ての両立に関する啓発はまだ十分ではないため、第2期計画においては中小企業事業所への啓発を図り、仕事と子育ての両立に関する啓発を推進していきます。

ここ数年はコロナ禍の影響もあり、対面での訪問や人数を集めての講演や講習会の開催に制約があり、啓発活動が行いにくかったという状況もありました。

今後は、他事業の事業周知とあわせて啓発活動を行うなど、効果的な啓発となるように工夫して取り組んでいきます。

④ひとり親家庭への支援

【事業概要】

近年、離婚の増加等によりひとり親家庭も増加しています。ひとり親家庭が自立した生活を営めるよう、各種制度の普及・周知に努めるとともに、関係機関との連携による相談支援を充実し、自立を支援していきます。

【取り組みの方向】

戸籍年金係と連携し児童扶養手当の対象者把握、支給相談を実施するとともに、山形県ひとり親家庭応援センターと連携し、出張相談の実施・ひとり親家庭子育て生活支援事業の登録受付を行っています。

相談事業・生活支援事業について周知しているものの、まだ利用者には十分に認知されていないと思われ、関係機関との連携による相談支援体制についても一層の強化が必要と考えられます。

引き続き、子育て相談の充実、山形県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携、ひとり親家庭に対する保育料軽減措置の継続、ひとり親等日常支援事業の実施に努め、事業を必要としている人への利用促進を図っていきます。

⑤経済的支援の充実

【事業概要】

子育て費用の負担は少子化の一因ともなっています。国による支援策の周知とともに、いきいき子育て支援事業や多胎児養育支援事業など町独自の経済的支援に努めます。

【取り組みの方向】

第2子または第3子保育料の一部または全部を支援することや、多胎児の保護者へオムツ代とミルク代を支給することで保護者の経済的負担の軽減に努めています。

山形県と連携し、保育料の段階的負担軽減を今後も進めていきます。

支援を必要としている人に適切に利用してもらうために、今後も、各種制度の周知、要保護児童等に対する支援の実施に取り組んでいきます。

⑥若者が定着できる環境づくり

【事業概要】

人口減少や少子化への対策として若年層の定住促進に関する事業を推進し、住みよい町の整備に努めます。

【取り組みの方向】

藤田住宅団地が完成し、平成30年には完売したため定住促進が図られていると思われます。また、藤田工業団地の完成により、令和元年からは新たな工場が稼働し、雇用の場の確保につながっています。

平成30年以降、新たな工業団地造成については企業誘致後の人材確保の問題や造成可能な土地面積など懸念事項もあり、具体的な造成の時期などの目途が立っていない状況となっています。

新たな工業団地の造成については、県内の動向や町内企業からの情報収集に努め慎重に進めていきます。

定住促進のための団地造成販売（あおぞら団地）については、令和6年度完売に向けて概ね予定通り進んでいます。他の分譲地に比べ、低廉な価格により購入できる強みはあるものの、やや周知不足な点が課題となっています。

あおぞら団地分譲については、完売へ向けて今後もより効果的な周知に努めていきます。また、さらに新たな住宅団地の造成についても検討を進めていきます。

今後も、住宅団地や賃貸住宅の整備、企業誘致などによる若者が定着できる環境づくりに取り組んでいきます。

5. 子どもの健全育成に向けた環境づくり

① 幼稚園と認可保育所の連携

【事業概要】

幼稚園教諭と保育士が参加する研修会や情報交換の機会を設けるとともに、両関係者の交流を充実し、幼稚園と保育所の連携強化に努めます。

【取り組みの方向】

現在のところ、研修会、イベントについては実施に至っておらず、幼稚園と保育所との連携も十分ではないと考えられるため、第2期計画においては、研修会や意見交換の機会づくり、合同によるイベント等の開催に取り組んでいきます。

幼稚園・認可保育所の園長が構成員となる協議会は令和4年度から立ち上がったばかりのため、まだ具体的な交流までは至っていないという状況にあります。

今後、当面は新型コロナウイルス感染症感染予防対策の関係で交流が難しい状況にあるため、オンライン形式やその他の方法を検討する等の工夫をして取り組んでいきます。

② 家庭教育への支援

【事業概要】

家庭教育の意識の高揚を図るため、子育て知識に関する講座の開催や情報提供を積極的に進めるとともに、関係機関等との連携による家庭教育を推進していきます。

【取り組みの方向】

学校やPTAによる家庭教育が推進されており、今後も、家庭教育の重要性の周知や、子育て知識に関する講座の開催や情報提供の充実に取り組んでいきます。

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響でPTA研修会等が行われませんでした。当面は新型コロナウイルス感染症感染予防対策に留意しつつ、引き続き、家庭教育の重要性の周知や、子育て知識や情報提供の充実に取り組んでいきます。

③交流活動の推進

【事業概要】

地域の伝統行事や高齢者との“伝承遊び”など、高齢者などの豊かな経験と知識・技術を活かした世代間交流事業を支援していきます。

【取り組みの方向】

総合的な学習の時間に各校において、町の景観や青芋の学習に取り組むなどの活動を行いましたが、授業での取り組みには限界もあるため、第2期計画においては、子どもたちの地域行事などへの参加、地域活動や世代間交流の推進、幼稚園や認可保育所と高齢者福祉施設による交流事業の充実、幼・保・小・中・高の枠を超えた交流活動の推進など、より多様な連携による事業の推進を図っていきます。

令和2年度策定「大江町教育プラン（第3次大江町教育振興計画）」の中の地域とともにある学校の推進の1つとしてコミュニティスクールを令和3年度に立ち上げ、地域と学校の連携協働を充実する方向にしてきたことにより、交流事業の一部はコミュニティスクールにおいて行われている状況にあります。

今後も小中学校の総合的な学習の時間や小学校低学年の生活科、中学校の職場体験において、地域の人を主とした様々な年齢層の人との交流や学びの場を推進していきます。

また、幼稚園や認可保育所による高齢者福祉施設との交流事業については、新型コロナウイルス感染症感染対策の関係で実施が難しい状況となっています。

このため、幼稚園・認可保育所における交流活動については、感染症予防の観点から、対面式での事業は難しいこともあり、オンライン形式やその他の方法を検討する等の工夫をしながら、交流活動を推進していきます。

④安全対策の充実

【事業概要】

子どもたちが安心して暮らせる環境をつくるため、様々な主体が連携して安全対策を推進していきます。

【取り組みの方向】

これまで同様、幼児交通安全教室（かもしかクラブ）を通年実施し、幼児期から交通安全道徳の啓発に努めていきます。

また、新入学児童の登下校時の街頭指導や、通学路を含めた危険箇所点検などを今後も実施しするとともに、交通安全街頭指導や防犯パトロールなどの防犯活動の推進、冬道の安全確保について継続して取り組んでいきます。

⑤食育の推進

【事業概要】

正しい食事のとり方や望ましい食生活等といった基本的な知識を理解し、幼少期からの生活リズムを整え、心と身体の健全な育成を推進していきます。

地域の食材、伝統料理などを積極的に活用し、地元への愛着心を向上させていきます。

令和4年度からは、離乳食指導において食育についての話をしています。

【取り組みの方向】

学校においては、農協や産直と連携した地産地消の推進や、季節にあわせた郷土料理を給食に毎月取り入れるなどの取り組みが行われ、中学校の米飯給食開始にあわせて、水田での作業を中学生が行う等、中学校の年代まで活動を広げることができました。

一方、保育所において、地場産物や郷土料理を予定していたものの、食材の確保が難しく実施できないことがあったので、農協や生産者との連携や食材の安定供給の確保が必要と考えられます。

第2期計画においては、毎月19日を「食育の日」とし、地場産物や郷土料理を取り入れた給食の推進、給食への地産地消献立を推進し、農協と連携した食材の確保、管理栄養士による子育て支援センターへの食育指導訪問、幼稚園や保育所、学校の畑などで行う収穫体験や地域の農園で行う果実や米の収穫体験による自然や農家に感謝する心と食の大切さを学ぶ機会の確保など、多様なプログラムを実施し、より多くの人に参加しやすいように取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために子育て支援センターへの食育指導訪問については延期になっている状況にあります。

学校・保育所においては引き続き事業を実施していきます。

母子保健事業においては、令和4年度から離乳食指導において食育の話をっており、今後も時代に合った内容で食の大切さについて普及啓発をしていきます。

6. 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みに対する確保及び開所時間延長支援事業を推進するほか、放課後子ども教室は、保護者の就労の有無に関わらない児童の居場所づくりとして、多彩な体験教室を開設し、子どもたちの豊かな情操、社会力を育む環境づくりを進めます。

なお、「放課後子ども総合プラン」の推進にあたっては、「大江町放課後子どもプラン運営委員会」による協議や、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にかかる教育文化課と健康福祉課が情報を共有しながら、両事業を連携して実施できるよう努めます。

【取り組みの方向】

放課後児童クラブについては、障がいのある児童等特別な配慮を必要とする児童が利用する場合は、必要に応じて研修を受講した支援員を配置し、児童が安心して過ごせるよう対応していきます。

また、令和元年度現在の放課後子ども教室については、主に中央公民館を会場に9教室を運営しており、教室の運営に関しては、運営委員会を開催し関係者の情報共有を図っています。

今後は、本郷東放課後児童クラブの利用人数が20人より少なくなったときの対応や、本郷東小学校区の放課後子ども教室の参加者が少ないことなどへの対応、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などについて検討していく必要があると考えられます。

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1. 役割分担

子ども・子育て支援を推進するためには、住民の一人ひとりが少子化や子育てについて関心を高めるとともに、子育て家庭、幼稚園・認可保育所・学校、地域、企業、行政が連携と協働を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要です。

【子育て家庭の役割】

家族や子育てのあり方、少子化問題等への理解を深め、人間形成や安らぎの場としての家庭づくりに努める必要があります。

また、互いに助け合いながら、家族一人ひとりが責任を果たすことが期待されます。

【幼稚園・認可保育所・学校の役割】

専門的な知識や施設を通じて、子どもが健やかな成長を育む教育・保育の充実に努めます。

また、地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たします。

【地域の役割】

子どもは次代を担う観点から、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援することが大切です。

また、地域における関係団体を中心に、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開することが重要です。

【企業の役割】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援に取り組むとともに、ゆとりある労働環境の整備を進める必要があります。

【行政の役割】

本計画の策定部署となる健康福祉課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の庁内関係部署、関係機関・事業者等と連携を図りながら、本計画を着実に実施していきます。

2. 推進体制

(1) 大江町子ども・子育て会議

本計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況を毎年度、把握するとともに、「大江町子ども・子育て会議」で総合的な点検・評価を行います。

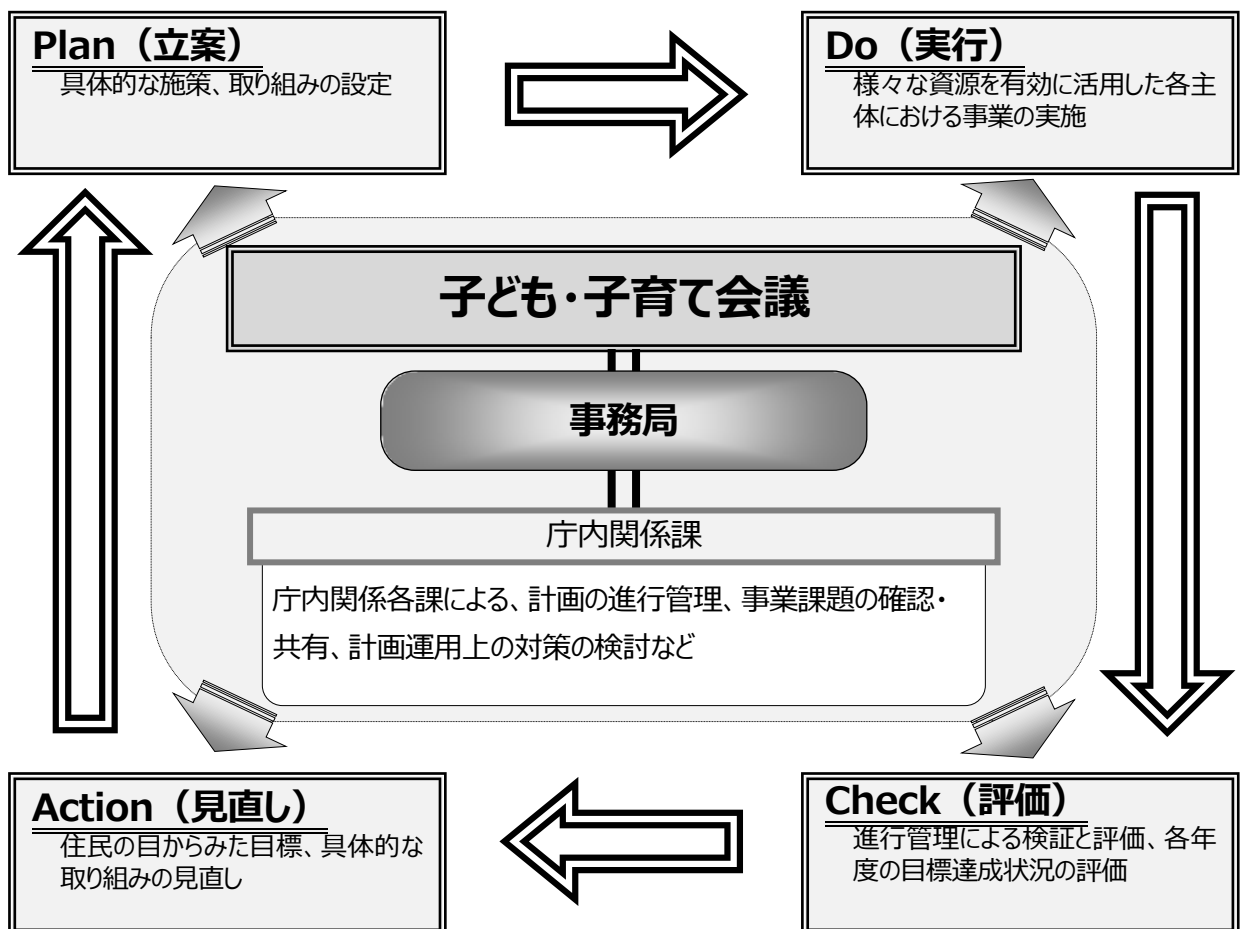
また、同会議で点検した計画の進捗状況は、町のホームページ等を活用して、住民に公表します。

(2) 行政内部における連携

本計画は、すべての子どもと子育て家庭を対象に、母子保健、児童福祉、教育などの領域の充実を目指すものであり、少子化対策やまちづくりとも密接な関係にあります。

そのため、町が策定する関連計画との整合性を確保するとともに、少子化対策やまちづくりの観点から、庁内における横断的な連携を確保しながら計画の推進に取り組みます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携を強化しながら、施策や事業を計画的に実施していきます。



資料編

1. 大江町子ども・子育て会議条例

○大江町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 17 日条例第 31 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大江町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) その他町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 名以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、子ども（法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が召集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第 1 項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 会議において、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成 25 年に任命される委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部改正)

3 大江町特別職に属する者の給与に関する条例（昭和 34 年 8 月 20 日条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「知的障害者相談員	年額 24,500 円」を
「知的障害者相談員	年額 24,500 円
子ども・子育て会議委員	日額 8,000 円」に改める。

2. 大江町子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	工藤 利昭	大江町わかあゆ会 会長
副会長	伊藤 順一	にじいろ保育園 園長
	堀 和香子	民生児童委員協議会 主任児童委員
	小関 義人	あゆみこども園 園長
	大江 光洋	大江幼稚園 園長
	横山 邦弘	大江幼稚園 保護者代表
	村上 周次	にじいろ保育園 保護者代表
	鈴木 高成	あゆみこども園 保護者代表
	鈴木 将太	学童O-KIDSクラブ 保護者代表
	渡邊 貴幸	本郷東放課後児童クラブ 保護者代表
	今野 壽子	元 寒河江学園 主任保育士
	白田 克幸	大江町教育委員会教育文化課 学校教育主幹
	林 ひとみ	子育て支援センター 係長

3. 策定経過

開催（実施）時期	概要
平成30年11月1日	平成30年度 第1回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査（案）について
平成30年11月～12月	ニーズ調査の実施
平成31年3月22日	平成30年度 第2回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果について
令和元年9月11日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議 ・第2期大江町子ども・子育て支援事業計画 骨子（構成案）について
令和元年12月17日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議 ・第2期大江町子ども・子育て支援事業計画 素案について
令和2年2月19日	令和元年度 第3回子ども・子育て会議 ・第2期大江町子ども・子育て支援事業計画 最終案について

第2期大江町子ども・子育て支援事業計画

[改訂版] (令和5年3月改訂)

令和2年3月

発行 大江町

編集 大江町 健康福祉課

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1

TEL 0237-62-2285

FAX 0237-62-4736

ホームページ <http://www.town.oe.yamagata.jp/>
